

第5次兵庫県環境基本計画の 令和元年度の点検・評価結果

兵庫県

目次

1	概要	1
(1)	趣旨	1
(2)	点検・評価の方法	1
(3)	分野別の点検・評価結果(概要)	1
(4)	主な課題	2
(5)	施策の取組状況	3
2	重点項目の状況と今後の方針	4
3	各分野の状況	16
(1)	低炭素	16
ア	「くらし」	
(ア)	CO ₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換	16
(イ)	住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大	17
イ	「しごと」	
(ア)	低炭素型の経済活動の推進	17
(イ)	オフィス・ビルの低炭素化	18
(ウ)	事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	19
ウ	「まち」	
(ア)	環境に配慮した交通の実現	20
エ	「さと」	
(ア)	CO ₂ 吸収源としての森林の機能強化	20
(イ)	カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進	21
オ	「温暖化からひょうごを守る適応策」	
(ア)	「適応策基本方針」の推進	21
	総合評価	22
(2)	自然共生	23
ア	「くらし」	
(ア)	地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進	23
イ	「しごと」	
(ア)	公共事業等における環境への配慮	24
(イ)	環境に配慮した農業の推進	24
(ウ)	多様な担い手による森づくり活動の推進	25
ウ	「まち」	
(ア)	自然とのふれあいの推進	26
(イ)	外来生物対策の推進	26
エ	「さと」	
(ア)	生物多様性の保全	27
(イ)	野生鳥獣の適切な保護管理	28
(ウ)	里地・里山や人工林等の適切な管理	29
(エ)	瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組	29
(オ)	自然とのふれあいの推進	30
(カ)	県民への普及啓発	30
	総合評価	31

(3) 資源循環	32
ア「くらし」	
(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[一般廃棄物]	32
イ「しごと」	
(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[産業廃棄物]	32
(イ) 廃棄物の適正処理の推進	33
(ウ) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進	34
ウ「まち」	
(ア) 質の高いリサイクル(再生利用)の推進	34
(イ) 廃棄物の適正処理体制の整備	35
(ウ) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進	35
エ「さと」	
(ア) 不法投棄対策の推進	36
(イ) 未利用木質系バイオマスの利活用の促進	36
総合評価	37
(4) 安全・快適	38
ア「くらし」	
(ア) 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進	38
イ「しごと」	
(ア) 公害防止体制の適切な運用	38
(イ) 有害化学物質対策等の推進	39
ウ「まち」	
(ア) 大気環境の保全	39
(イ) 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止	41
(ウ) 身近な生活環境の保全	41
エ「さと」	
(ア) 災害に強い森づくり等豪雨対策の推進	42
(イ) 災害廃棄物処理の体制づくり	42
総合評価	43
(5) 地域力	44
ア 持続可能な社会の実現を目指す人づくり	44
イ 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進	45
ウ 様々な主体との協働による取組の推進	46

(4) 主な課題 (※■は評価が「△(一層の取組が必要)」の項目)

- 1) 低 炭 素 ☐ 温室効果ガス削減目標に向けた産業部門・業務部門の更なる省エネ化
 ☐ 太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの導入促進
- 2) 自然共生 ☒ 被害が大きい集落におけるシカ・イノシシ等の野生動物被害対策の一層の推進
 ☐ 豊かで美しい里海としての瀬戸内海の再生に向けた更なる取組
- 3) 資源循環 ☒ 一般廃棄物及び産業廃棄物排出量の削減
 ☐ 一般廃棄物及び産業廃棄物再生利用率の向上
- 4) 安全・快適 ☐ 電気自動車(EV)や燃料電池自動車(FCV)等の次世代自動車の普及促進
 ☐ 令和3年3月に処分期限を迎えるPCB廃棄物の適正処理
- 5) 地 域 力 ☐ ふるさと意識を育む環境学習・教育の実施
 ☐ 県民、地域団体、行政など各主体間の連携、協働取組の推進

(5) 施策の取組状況

区分		項 目(全 41 項目)	評価
Ⅰ 低炭素 ◎：3 項目 ○：10 項目 △：－	重点	R12 年度の温室効果ガス排出量 26.5%削減(H25 年度比)	◎
		R12 年度の再生可能エネルギーによる発電量 70 億 kWh	○
		R7 年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度 50%	○
		R12 年度までに全ての県庁舎の照明*を LED 化(※一部特殊照明等を除く)	○
	くらし	(1)CO ₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換	◎
		(2)住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大	○
	しごと	(3)低炭素型の経済活動の推進	◎
		(4)オフィス・ビルの低炭素化	○
	まち	(5)事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大	○
Ⅱ 自然共生 ◎：6 項目 ○：9 項目 △：1 項目	重点	R7 年度の生物多様性保全プロジェクト団体数 100 団体	◎
		R7 年度の野生鳥獣による農林業被害額 50%削減(H25 年度比)	△
		R7 年度の里山林整備面積 33%増(H27 年度比)	◎
		R7 年度の漁場環境改善面積 5,579ha	◎
	くらし	(1)地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進	○
		(2)公共事業等における環境への配慮	○
	しごと	(3)環境に配慮した農業の推進	○
		(4)多様な担い手による森づくり活動の推進	○
	まち	(5)自然とのふれあいの推進	○
		(6)外来生物対策の推進	◎
	さと	(7)生物多様性の保全	○
		(8)野生鳥獣の適切な保護管理	○
		(9)里地・里山や人工林等の適切な管理	○
		(10)瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組	○
		(11)自然とのふれあいの推進	◎
		(12)県民への普及啓発	◎
Ⅲ 資源循環 ◎：4 項目 ○：4 項目 △：5 項目	重点	R7 年度の 1 人 1 日あたりの家庭系ごみ排出量 463g/人日	△
		R7 年度の最終処分量を一般廃棄物 32%削減、産業廃棄物 28%削減(H24 年度比)	○
		R7 年度の最終処分率を一般廃棄物 10.8%、産業廃棄物 2.27%	△
		R7 年度のごみ発電能力 15%増(H24 年度比)	◎
	くらし	(1)リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[一般廃棄物]	△
		(2)リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[産業廃棄物]	△
	しごと	(3)廃棄物の適正処理の推進	◎
		(4)廃棄物系バイオマスの利活用の促進	○
	まち	(5)質の高いリサイクル(再生利用)の推進	○
Ⅳ 安全・快適 ◎：4 項目 ○：8 項目 △：－	重点	河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成	○
		大気きれいさ(環境基準)100%達成	○
		R7 年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合 48%	○
		R7 年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定	◎
	くらし	(1)県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進	◎
	しごと	(2)公害防止体制の適切な運用	○
		(3)有害化学物質対策等の推進	○
	まち	(4)大気環境の保全	○
		(5)公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止	○
Ⅴ 地域力 ◎：1 項目 ○：6 項目 △：－	重点	R7 年度の持続可能な社会づくりを先導する人材 30%増(H28 年度比)	◎
		R7 年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数 15%増(H28 年度比)	○
		R7 年度の環境保全に取り組む NPO 法人数 20%増(H28 年度比)	○
		「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数 100 万件	○
		(1)持続可能な社会の実現を目指す人づくり	○
		(2)環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進	○
		(3)様々な主体との協働による取組の推進	○
令和元年度の点検・評価結果：重点目標(20 項目)：◎7 項目 ○10 項目 △3 項目 取組目標(41 項目)：◎11 項目 ○27 項目 △3 項目			

2 重点項目の状況と今後の方針

重点目標① 令和12年度の温室効果ガス排出量26.5%削減〔平成25年度比〕

【評価：◎】

《重点項目の状況》

平成29年3月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、温室効果ガス削減目標を2013(H25)年度を基準として、2020(R2)年度に5%、2030(R12)年度に26.5%を設定し、取組を進めています。

産業部門及び業務部門では、条例・要綱により工場・事業所

に、温室効果ガス排出抑制計画の作成と措置結果の報告を求めています。

家庭部門では、「うちエコ診断」の推進、低利の融資制度等による再生可能エネルギーの導入拡大など、温室効果ガス削減に向けた施策を展開しています。

運輸部門では、低公害車の普及、アイドリングストップなどのエコドライブを推進しています。

この結果、2017(H29)年度の県内温室効果ガス排出量は、2013(H25)年度に比べて8.7%の削減となっており、本計画の目標達成に向けて更なる省エネ等の取組を進めていく必要があります。

〔各年度の電力排出係数[※]による算定〕

(単位：千t-CO₂)

部 門	2013(H25) 年度 排出量	2016(H28)年度(確定値)			2017(H29)年度(速報値) ^{※1}			
		排出量	【構成 比】(%)	13年度 比(%) ^{※2}	排出量	【構成 比】(%)	13年度 比(%) ^{※2}	前年度 比(%) ^{※3}
エネルギー起源 二酸化炭素								
産業 ^{※4}	47,952	45,917	【65.0】	▲ 4.2	45,120	【65.8】	▲ 5.9	▲ 1.7
業務	6,815	6,100	【8.6】	▲ 10.5	5,593	【8.2】	▲ 17.9	▲ 8.3
家庭	8,364	7,558	【10.7】	▲ 9.6	6,923	【10.1】	▲ 17.2	▲ 8.4
運輸	8,128	7,434	【10.5】	▲ 8.5	7,349	【10.7】	▲ 9.6	▲ 1.1
その他 ^{※5}	3,923	3,609	【5.1】	▲ 8.0	3,619	【5.3】	▲ 7.7	0.3
排出量 ^{※6}	75,182	70,618	【100】	▲ 6.1	68,605	【100】	▲ 8.7	▲ 2.9

※1 国、県等の統計データの確定を受け、値を変更することがある。

※2 13年度比(%) = (当該年度排出量 - 2013年度排出量) / 2013年度排出量 × 100(%)

※3 前年度比(%) = (当該年度排出量 - 前年度排出量) / 前年度排出量 × 100(%)

※4 エネルギー転換部門を含む。

※5 非エネルギー起源二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、代替フロン等

※6 四捨五入の関係で一致しない。

注) 電力排出係数(関西電力(株)公表値)は、2013年度：0.516、2016年度：0.493、2017年度：0.418(kg-CO₂/kWh)

《今後の方針》

兵庫県地球温暖化対策推進計画の温室効果ガス削減目標(2013(H25)年度比)である2030(R12)年度26.5%削減に向けて、県民・事業者・団体・行政等様々な主体の参画と協働による取組を積極的に進めます。

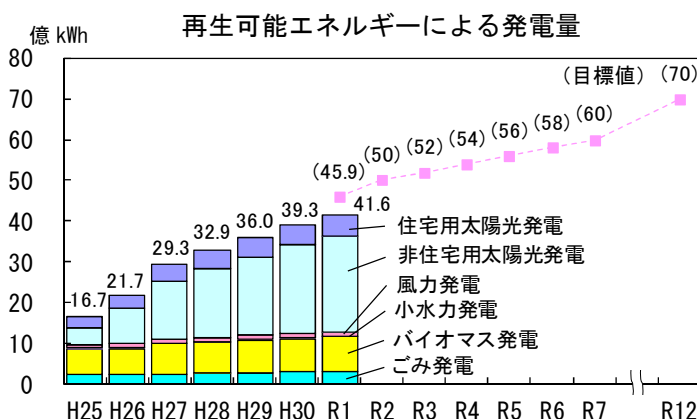
さらに、世界での脱炭素の動きが加速しているなか、温室効果ガス削減をさらに進めるため、温室効果ガス削減目標や取組を強化し、「脱炭素」に向けた長期的な将来像、戦略の検討など、兵庫県地球温暖化対策推進計画を見直します。

重点目標② 令和12年度の再生可能エネルギーによる発電量 70 億 kWh 【評価：○】

《重点項目の状況》

「兵庫県地球温暖化対策推進計画」では、2020(R2)年度に 50 億 kWh、2030(R12)年度に 70 億 kWh を再生可能エネルギーで発電する目標を掲げています。

2019(R1)年度の年間発電量は 41.6 億 kWh で、着実に増加はしているものの、再生可能エネルギーによる発電量の更なる増加に向け、取組を強化する必要があります。



《今後の方針》

今後は、小水力発電やバイオマス発電等の導入を積極的に進め、大規模太陽光発電に偏らないバランスのとれた再生可能エネルギーの普及を目指します。

また、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。

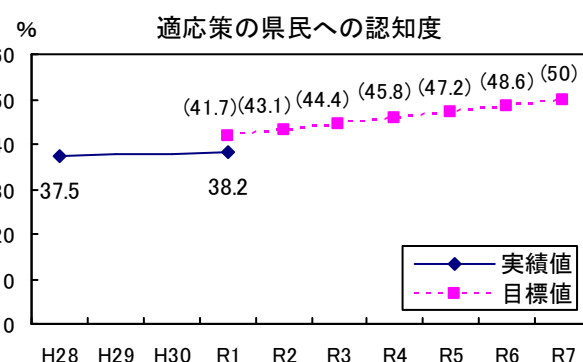
重点目標③ 令和7年度の適応策(地球温暖化による被害の軽減策)の県民への認知度 50% 【評価：○】

《重点項目の状況》

温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」に取り組みつつ、避けられない温暖化影響にあらかじめ備え、リスクを軽減する「適応策」に取り組む必要があります。

本県では、平成29年3月に策定した「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」に基づき、県民・事業者・県内関係部局等と連携のもと様々な施策を展開しています。

令和元年度の適応策の県民への認知度は 38.2% で、さらに普及啓発を進めていきます。



《今後の方針》

「緩和策」を基本としながら、気候変動影響などの情報提供や気候変動に関する「適応策」の取組を一体的に推進し、フォーラムの開催やホームページでの普及啓発など、県民等の理解と関心を深め、全県的な気候変動適応の機運を醸成します。

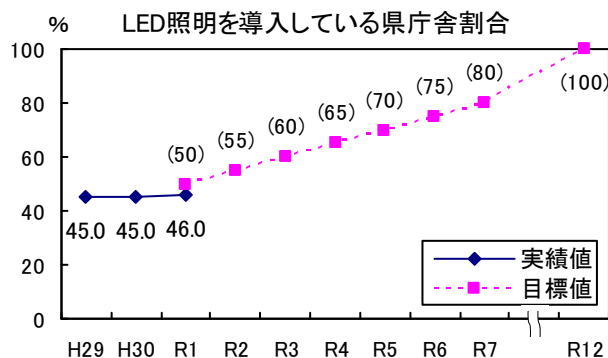
重点目標④ 令和12年度までに全ての県庁舎の照明※をLED化 (※一部特殊照明等を除く)

【評価：○】

《重点項目の状況》

大規模な消費者・事業者である県自らが環境負荷低減を率先して推進するため、「環境率先行動計画」に基づき、温室効果ガス排出量や廃棄物排出量の削減など、自らの事務事業で生じる環境負荷の計画的な低減の取組を進めています。

県施設における省エネ対策として、照明器具のLED化を推進しており、令和元年度のLED照明を導入している県庁舎の割合（一部特殊照明等を除く）は46%でした。



《今後の方針》

今後、施設の新設や建替整備、計画修繕等の県施設ごとの適正管理の時期に合わせて、順次、LED照明の導入を推進します。

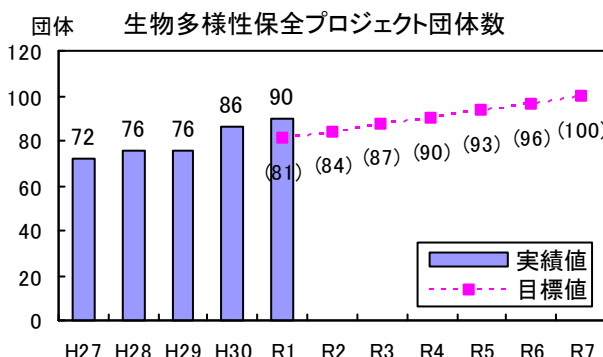
重点目標⑤ 令和7年度の生物多様性保全プロジェクト団体数 100 団体 【評価：◎】

《重点項目の状況》

平成31年2月に改定した「生物多様性ひょうご戦略」の推進には、行政はもとより県民、団体・NPO等、事業者等の主体が、互いに連携し、それぞれの役割を担うことが不可欠です。

NPO等が実施している生物多様性保全の取組を「ひょうごの生物多様性保全プロジェクト」として選定し、活動内容を広く情報発信して、県民や企業の参加を促しています。

令和元年度までの生物多様性保全プロジェクト団体数は90団体で、NPO等による取組が進んでいます。



《今後の方針》

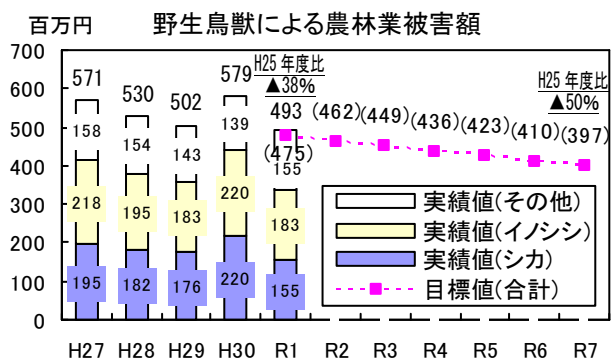
NPO等の活動を一層促進するため、県民や企業等に対する活動の意義や活動内容のPR、相互に情報共有や交流を図るための活動発表会等を開催し、ネットワーク化の促進や個々の活動のレベルアップを目指します。

重点目標⑥ 令和7年度の野生鳥獣による農林業被害額 50%削減 [平成25年度比]

【評価：△】

《重点項目の状況》

シカによる農林業被害対策として、平成30年度から捕獲目標を4万6千頭に引き上げ、捕獲を進めています。また、「ストップ・ザ・獣害」事業など、地域ぐるみでの捕獲を進め、捕獲対策を強化しています。この結果、シカによる農林業被害額は平成22年度(約4.7億円)をピークに減少に転じ、令和元年度は約1億5千万円となりました。



イノシシによる農業被害額は減少傾向にあるものの、約1億8千万円と獣種別では最も高くなっています。また、神戸市等の都市部では人的被害も発生するなど、身近な生活環境にも影響が出ています。このため、捕獲目標を2万頭とし(令和2年度からは2万5千頭に拡大)、防護柵の整備による被害対策を進めています。

《今後の方針》

野生動物による農林業被害の軽減等を目的に、鳥獣保護管理事業計画に基づき、①個体数管理(捕獲の推進等)、②被害管理(防護柵の設置等)、③生息地管理(広葉樹林の整備等)を進め、人と鳥獣との共存を図っていきます。

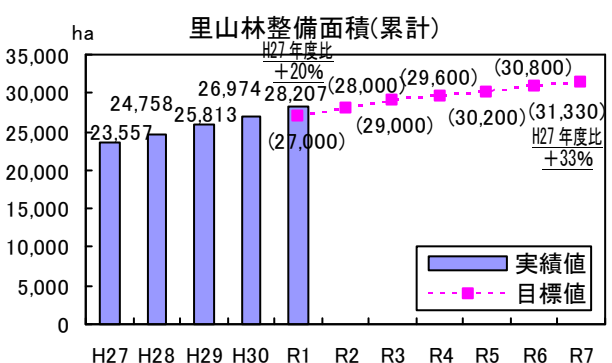
特に、集中的な管理が必要なシカ・イノシシは、狩猟や有害捕獲に加え、国の指定管理捕獲等事業を活用して、高標高地など捕獲の進んでいない場所での捕獲を推進しています。

重点目標⑦ 令和7年度の里山林整備面積 33%増 [平成27年度比]

【評価：◎】

《重点項目の状況》

本県では、県民共通の財産である森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ公益的機能の高度発揮を図るとともに、人工林の間伐の繰り返しや里山林の再生、森林ボランティア活動の活性化などの新たな課題に対応するため、「公的関与による森林管理の徹底」「多様な担い手による森づくり活動の推進」を基本方針として、「新ひょうごの森づくり第2期対策」(平成24～令和3年度)を進めています。



地域住民等自らが集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動に対して活動経費等を支援するなど、里山林の整備を進めています。この結果、令和元年度末の里山林整備累計面積は28,207haとなり、平成27年度比で20%増となりました。

《今後の方針》

森林の公益的機能を回復するため、新ひょうごの森づくり第2期対策(平成24～令和3年度)の着実な推進が必要です。

燃料革命以降、人々の生活様式の変化に伴い里山林が放置されているという問題があり、森林所有者だけでは適正な管理が難しい状況にあります。このため、地域住民が連携して集落周辺の広葉樹林等で行う森林整備活動を支援するとともに、森林ボランティアや「企業の森づくり」など、多様な担い手による森林整備を行い、森林の持つ公益的機能の回復を進めていきます。

重点目標⑧ 令和7年度の漁場環境改善面積 5,579ha

【評価:◎】

《重点項目の状況》

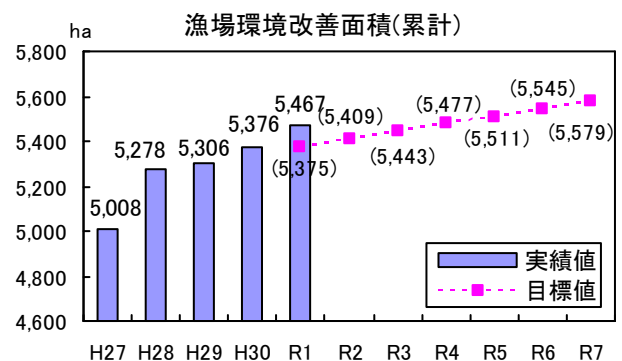
本県では、高度経済成長期の海面埋め立て等により多くの藻場や干潟が消失しました。近年は漁場整備事業等により、藻場の造成など生物生息環境の保全・回復が図られています。この結果、令和元年度の漁場環境改善面積は5,467haとなりました。

平成27年10月に瀬戸内海環境保全特別措置法が改正されたことを受け、水質の保全等に加え、新たに「水質の管理」や「沿岸域の環境の保全、再生及び創出」などの観点を盛り込んだ新たな県計画を平成28年10月に策定するとともに、その実施計画を平成29年2月に策定しました。これら

らの計画に基づき、湾灘協議会等で進捗状況の点検・評価を行いつつ、取組を進めています。

また、瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するため、令和元年10月に条例改正し、事業者と県民の責務を定めるとともに、瀬戸内海の海域における良好な水質を保全し、かつ、豊かな生態系を確保するうえで望ましい海域の窒素・りん濃度を水質目標値(下限値)として設定しました。

さらに、令和元年12月に条例改正し、下水処理場のBOD上乗せ排水基準を見直すとともに、令和2年3月に「工場・事業場における栄養塩供給ガイドライン(ナレッジ集)」を策定し、環境基準の達成を維持しつつ、栄養塩供給量の増加を図っています。



《今後の方針》

引き続き、藻類の育成が可能な増殖場の整備を適地で進めるとともに、海底耕耘やため池のかいぼり等、浅海域の保全活動を行う漁業者等への支援や下水処理施設の栄養塩管理運転など、豊かな海づくりのための取組を推進します。

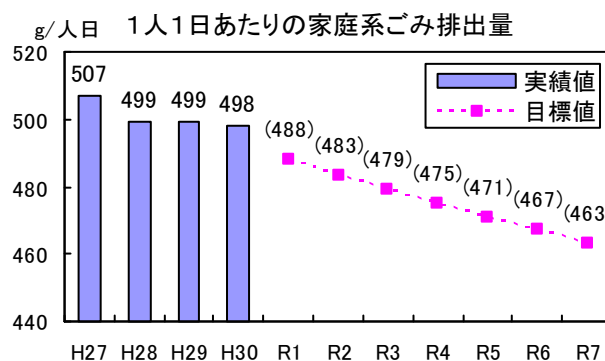
また、豊かで美しい瀬戸内海とするための栄養塩類の適切な管理に関する調査・研究も進めていきます。

重点目標⑨ 令和7年度の1人1日あたりの家庭系ごみ排出量 463g/人日 【評価:△】

《重点項目の状況》

県内の一般廃棄物の排出量は年々減少しており、1人1日あたりのごみ排出量も平成19年度は全国36位であったのが、平成29年度には全国15位と、大幅に改善しました。また、ごみの分別に協力している県民の割合も約9割となり、ごみを減らすという県民の意識は定着しています。

平成30年8月に改定した「兵庫県廃棄物処理計画」では、県民1人1人の削減努力が反映できるよう、事業系ごみ排出量及び資源ごみ排出量を除いた「1人1日当たりの家庭系ごみ排出量」を目標として設定していますが、平成30年度は498g/人日と、近年その減少率が鈍化しているため、更なる取組を進めていく必要があります。



《今後の方針》

市町と協力し、食品廃棄物・食品ロスの削減、古紙の回収及びバイオマスの利活用を促進します。

また、プラスチックごみ削減に向け、3Rの取組を徹底することを基本としつつ、ワンウェイプラスチックの削減や地域でのペットボトル回収等、新たな資源循環の取組を強化します。

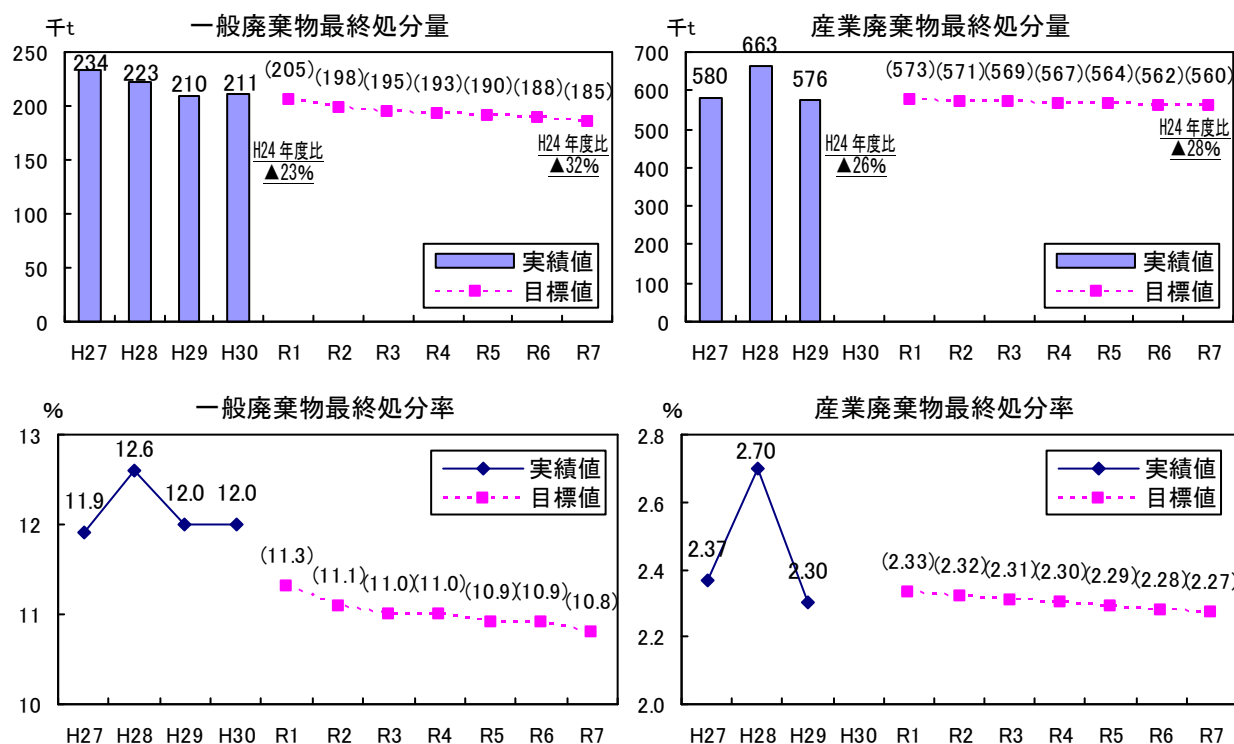
重点目標⑩ 令和 7 年度の最終処分量を一般廃棄物 32%削減、産業廃棄物 28%削減
【平成 24 年度比】 **【評価：○】**

重点目標⑪ 令和 7 年度の最終処分率を一般廃棄物 10.8%、産業廃棄物 2.27%
【評価：△】

《重点項目の状況》

一般廃棄物について、平成 30 年度の最終処分量は 211 千 t となり減少傾向がみられます。その一方で、最終処分率(排出量に対する最終処分量の割合)は 12.0%と近年横ばいで推移、リサイクル率は 17%で全国平均(20%)を下回っており、更なるリサイクル対策が必要です。

産業廃棄物について、平成 29 年度の最終処分量は 576 千 t、最終処分率は 2.3%となり減少傾向がみられます。その一方で、平成 29 年度の排出量(2,488 万 t)及び再生利用率(85%、汚泥除く)は、近年横ばいで推移しており、産業廃棄物の発生抑制やリサイクルに向けた取組をさらに進めていく必要があります。



《今後の方針》

市町と連携し、県民への情報提供や普及啓発に取り組むなど、一般廃棄物の再生利用を促進し、最終処分量の削減を図ります。また、市町の(公財)ひょうご環境創造協会のセメントリサイクル事業への利用を促進し、焼却灰及びばいじんの再生利用を推進します。

産業廃棄物最終処分量の削減のため、引き続き、多量排出事業者(約 500 事業所)を中心に、毎年の処理計画・報告書の指導等により、発生抑制・再生利用を促進するとともに、適正処理を推進していきます。

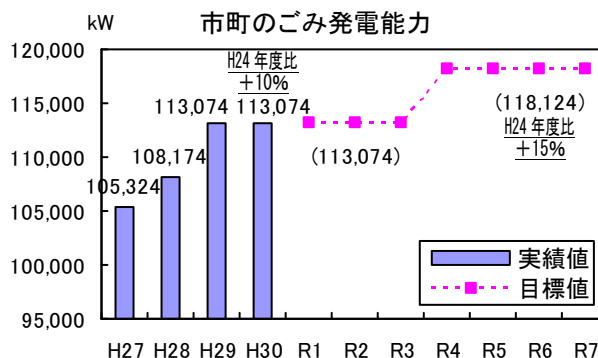
重点目標⑫ 令和7年度のごみ発電能力 15%増 [平成24年度比]

【評価：◎】

《重点項目の状況》

地球温暖化対策や熱回収(サーマルリサイクル)の促進の観点から、市町の一般廃棄物焼却炉への高効率ごみ発電の導入が進んでおり、平成30年度末現在、113,074kWの発電能力のごみ発電施設が導入されています。

また、下水汚泥の消化ガスを利用したバイオマス発電など、新たな熱利用による温暖化に配慮した廃棄物処理が広がっています。



《今後の方針》

市町等では、一般廃棄物処理基本計画に基づき、廃棄物の排出抑制に努め、極力リサイクルを行い、その後になお排出される可燃性のものは焼却処理等を行うとともに、積極的に熱エネルギーの活用等を図るための施設整備を行っています。

県では、引き続き、市町等が的確な施設整備ができるよう、市町等を支援します。

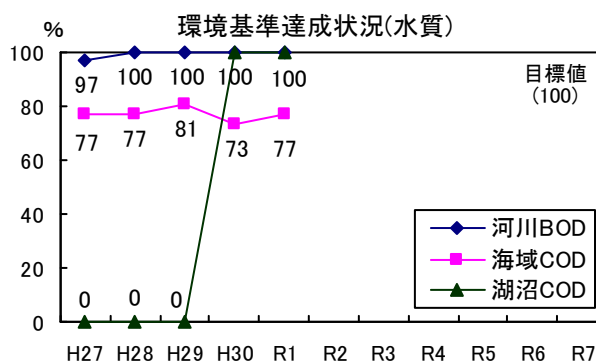
重点目標⑬ 河川・海域・湖沼における水環境の良さ(環境基準)100%達成

【評価：○】

《重点項目の状況》

県内の公共用水域(河川・海域・湖沼)の環境基準達成状況を、有機汚濁の指標であるBOD(生物化学的酸素要求量:河川に適用)及びCOD(化学的酸素要求量:海域・湖沼に適用)で見ると、河川では、平成28年度以降、全水域で達成しており、湖沼(1水域)でも、平成30年度以降、達成しています。

一方、海域では、環境基準達成水域が80%程度で近年横ばいとなっています。



《今後の方針》

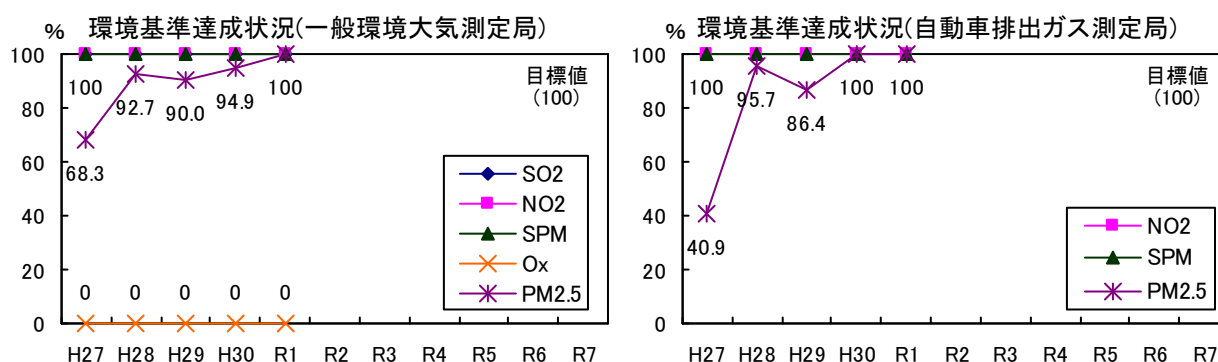
瀬戸内海環境保全特別措置法及び水質汚濁防止法に基づき、事業場に対する指導の徹底、生活系排水対策等を進めます。また、「公共用水域及び地下水の水質の測定に関する計画」に基づき、公共用水域及び地下水の常時監視を行っていきます。

《重点項目の状況》

県内の大気環境は、長期的に改善傾向を示しており、一般環境大気測定局では、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM_{2.5})の環境基準は全局で達成しています。

自動車排出ガス測定局でも、NO₂、SPM及びPM_{2.5}は環境基準を全局で達成しています。なお、自動車排出ガス対策として、条例による阪神東南部地域(神戸市灘区・東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市)での自動車NO_x・PM法の排出基準に適合しないディーゼル自動車等の運行規制を行っており、同地域のNO₂及びSPM濃度の低減が進んでいます。

一方、光化学オキシダント(O_x)は、一般環境大気測定局の全局で環境基準非達成となっています。



《今後の方針》

全測定局での環境基準の達成・維持に向け、事業所等の固定発生源対策や自動車排出ガス対策等を引き続き実施していきます。また、PM_{2.5}は、令和元年度に初めて全局で環境基準を達成しました。中国からの移流による影響が大きいため、引き続き、中国・広東省等との連携を図るとともに、成分分析による発生源の解析などの研究を行います。

重点目標⑮ 令和7年度の新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合 48%

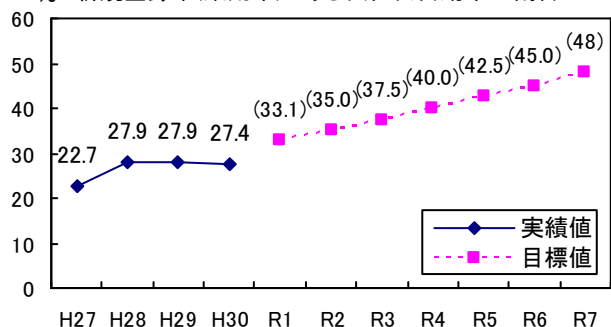
【評価：○】

《重点項目の状況》

補助・融資等の支援や普及啓発事業により、低公害で温室効果ガス排出の少ないハイブリッド自動車(HV)、電気自動車(EV)、燃料電池自動車(FCV)、天然ガス自動車等の導入を促進するとともに、次世代自動車の普及に向けた充電設備・燃料供給設備等のインフラ整備を促進しています。

新規登録車の台数(乗用車)のうち、次世代自動車(HV、プラグインハイブリッド車、EV 及び FCV)の割合は、平成30年度は27.4%で、近年横ばいとなっています。

% 新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合



《今後の方針》

次世代自動車の普及を促進するため、法人・個人事業者が導入するEV・FCVに対し、導入費の補助・融資を行うとともに、民間運送事業者等が導入する燃料電池バス(FCバス)への補助を行います。また、FCVやFCバスに不可欠な水素ステーションの整備費補助を行います。

さらに、県自らも電気自動車用充電器の維持管理を行うとともに、公用車への次世代自動車の導入を進めます。

重点目標⑯ 令和7年度までに全市町が発災時に適切かつ速やかな対応を可能とする災害廃棄物処理計画を策定

【評価：◎】

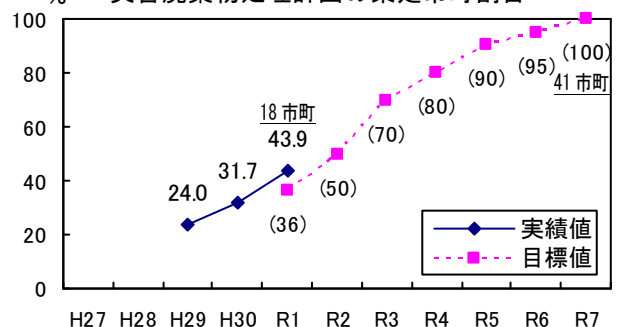
《重点項目の状況》

被災地の速やかな復旧・復興に資することを目的に、災害発生直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応に重点を置いた「兵庫県災害廃棄物処理計画」を平成30年8月に策定し、災害廃棄物処理に備えています。

一方、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理には、仮置場候補地の選定や処理体制などを盛込んだ市町災害廃棄物処理計画の策定が不可欠である

ため、県内全市町が計画を策定するよう指導しています。この結果、令和元年度までに計画を策定した市町は43.9%となっています。

% 災害廃棄物処理計画の策定市町割合



《今後の方針》

引き続き、様々な機会を捉えて計画未策定の市町に計画の必要性を説明するとともに、策定に関する研修会を開催し、市町を指導します。

また、近年、全国各地で自然災害が多発していることに加え、阪神・淡路大震災から25年が経過し、大規模災害に係る廃棄物処理の経験がない職員が増えていることから、必要に応じて県及び市町等の廃棄物担当職員を対象とした実践的な図上演習形式の研修会を開催します。

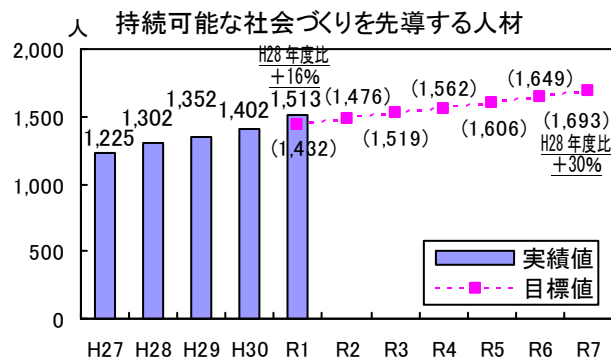
重点目標⑪ 令和7年度の持続可能な社会づくりを先導する人材 30%増
[平成28年度比]

【評価：◎】

《重点項目の状況》

持続可能な地域づくりを進めるには、地域の環境保全・創造に係る実践的活動を担う人材に加え、持続可能な社会づくりを牽引することのできる人材を育てていくことが重要です。

令和元年度までの持続可能な社会づくりを先導する人材(地球温暖化防止活動推進員、森林ボランティアリーダー、ナチュラルウォッチャーリーダー、自然保護指導員、鳥獣保護管理員、持続可能地域認定士の合計)は1,513人となっており、着実に増加しています。



《今後の方針》

県民1人1人が、自らの問題として環境問題に関心を持ち具体的に行動することができるよう、引き続き、ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくりを進めていきます。また、乳幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動など、あらゆる主体による環境学習・教育を推進していきます。

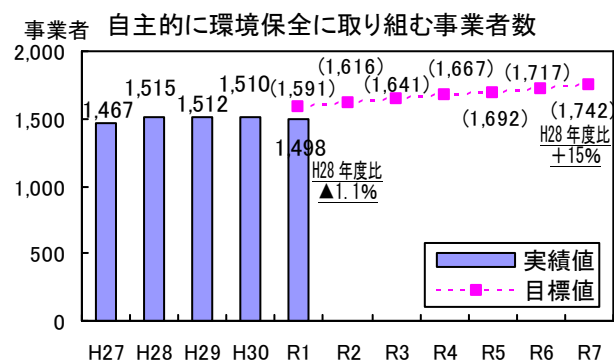
重点目標⑫ 令和7年度の自主的に環境保全に取り組む事業者数 15%増
[平成28年度比]

【評価：○】

《重点項目の状況》

環境保全に対する自主的な管理が企業に浸透しています。また、環境報告書の作成・公開など、環境保全・創造の取組の情報開示が進展しており、さらには、工場見学や環境出前講座の開催、森林保全活動への協力など、企業と地域が結びついた活動が広がっています。

令和元年度までの自主的に環境保全に取り組む事業者数(ISO14001認証取得事業者、エコアクション21認証取得事業者、エコ・ファースト認定事業者、産廃優良認定処理業者の合計)は1,498事業者となっています。



《今後の方針》

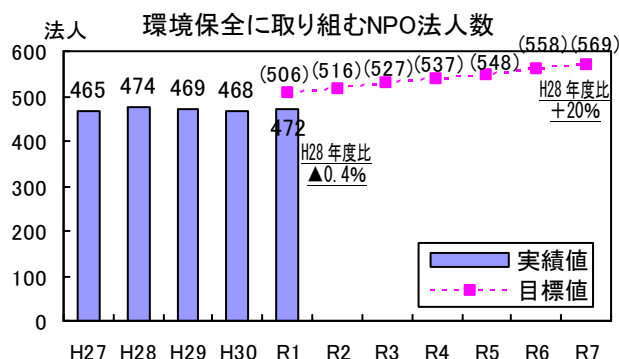
事業者が主体的に環境負荷の低減に取り組むとともに、環境への影響やリスクなど、環境情報がわかりやすい形で全ての県民に届けられるよう、引き続き、企業の環境への取組を促すとともに、地域とのコミュニケーションの向上を促進します。

重点目標⑱ 令和7年度の環境保全に取り組むNPO法人数 20%増 [平成28年度比]

【評価：○】

《重点項目の状況》

兵庫県内で環境の保全を図る活動に取り組むNPO法人は、令和元年度末で472法人となっており、法人数自体は近年横ばいとなっていますが、リサイクルの推進、身近な生活環境の美化、地域の自然環境の保全など、幅広い活動が展開されています。



《今後の方針》

地域の中に、県民が自発的に環境活動に参加できる受け皿が様々な主体によって整備され、多くの県民がそのような場を活用し、身近な環境活動への参画、環境保全活動に取り組めるよう、環境保全・創造に取り組むNPO等の活動を核として、地域が一体となった活動をさらに推進します。

重点目標⑳ 「ひょうごの環境」ホームページ年間アクセス数 100 万件

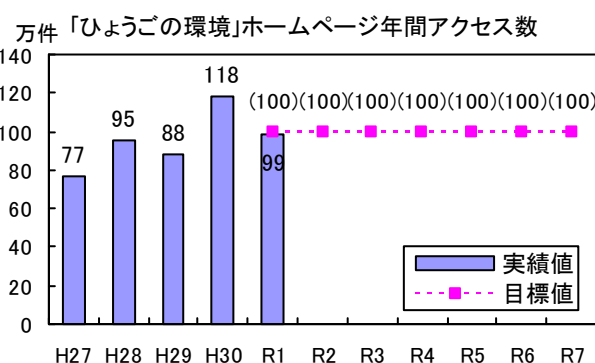
【評価：○】

《重点項目の状況》

「ひょうごの環境」ホームページは、県の環境施策・環境データやイベント等に関する情報を掲載し、県民等の環境学習などに活用できる情報として提供しています。

平成27年度には県民等にいっそう親しみやすい環境情報を提供するため、ホームページのリニューアルを行いました。

この結果、令和元年度の年間アクセス数は、99万件となっています。



《今後の方針》

引き続き、県内の環境の状況や環境保全等に関する情報を適切に発信し、利用者にとって利便性や満足度が高いサイトとなることを目指します。

3 各分野の状況

(1)「低炭素」～CO₂排出をできる限り抑え地球温暖化対策を推進する～

地球温暖化の対策を進めるためには、日常生活や経済活動に「低炭素」の仕組みが組み込まれた社会が必要です。そのため、省エネ化の推進、温室効果ガスの排出の少ない社会構造の実現、化石燃料から再生可能エネルギーへのエネルギー源の転換に向けた施策展開を図っています。

ア 「くらし」に関する指標

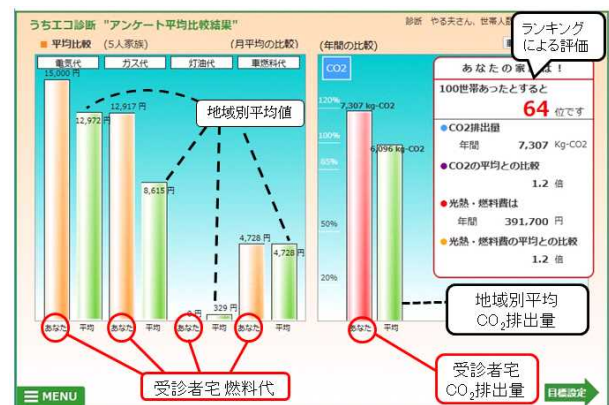
(ア) CO₂ 排出の少ないライフスタイルへの転換【評価：◎】

〔現状と課題〕

平成 29(2017)年度の家庭部門の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度比▲17.2%と、家庭での CO₂ 排出量削減の取組が進んでいます。

家庭での CO₂ 削減方策を提案する「うちエコ診断」の受診数の増加や、家庭用コージェネレーションシステムの導入量の増加など、省エネの気運が高まっています。

CO₂ 削減の取組に県民が参加しやすいよう、CO₂削減に役立つ情報を積極的に提供する必要があります。



うちエコ診断の診断画面（エネルギー消費状況の把握）

〔今後の取組方針〕

企業や団体、市町など地域と連携したうちエコ診断事業の効果的運営、受診数の拡大と受診後の取組を後押しする支援制度構築等の検討を行い、取組の継続的な展開を目指します。また、夏季及び冬季を中心に、家庭での省エネの呼びかけを行い、省エネ型のライフスタイルの一層の確立を目指すとともに、省エネ機器販売店と連携し、家庭の省エネ化を促進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値※	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	家庭部門の温室効果ガス排出量(%) [H25(2013)比]	▲9.6 (H27)	▲17.2 (H29)	▲4.3	◎	▲5.0	▲8.8	▲24.0	—
2	うちエコ診断受診数(累計)(件)	7,060 (H29)	10,390	9,000	◎	10,000	11,000	15,000	—
3	家庭用燃料電池コージェネレーションシステム導入台数(累計)(台)	21,957 (H29)	30,080	29,000	◎	32,500	36,000	50,000	—

※R 1 実績値が判明していない場合は、直近年度(()内の年度)の実績値により評価(以下同じ)。

(イ) 住宅、地域等への再生可能エネルギーの導入拡大【評価：○】

【現状と課題】

本県では、兵庫県地球温暖化対策推進計画で、「令和 12(2030)年度に再生可能エネルギーにより 70 億 kWh を発電」「令和 2(2020)年度に再生可能エネルギーにより 50 億 kWh を発電」を目標としています。

住宅用太陽光発電システムによる発電量は、国の固定価格買取制度や県の融資制度、再生可能エネルギー相談支援センターの充実により、令和元年度に 5.4 億 kWh となっており、引き続き県民の再生可能エネルギーの導入を支援する必要があります。

【今後の取組方針】

「創エネ」、「省エネ」、「蓄エネ」をうまく組み合わせて、エネルギーを最適に利用する暮らし方である「スマートライフ」の普及に向け、住宅用創エネルギー・省エネルギー設備設置のための低利融資を実施するほか、(公財)ひょうご環境創造協会と連携して家庭用蓄電システムに加え、同時設置する太陽光発電システムの設置費用の一部を補助し、自家発電による自己消費を促進していきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	県内の住宅用太陽光 発電システムによる 発電量(億 kWh)	4.7 (H29)	5.4	5.8	○	6.2	6.5	7.7	—

イ 「しごと」に関する指標

(ア) 低炭素型の経済活動の推進【評価：◎】

【現状と課題】

平成 29(2017)年度の産業部門の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度比▲5.9%となっています。自家発電設備によるエネルギー利用の高効率化、省エネ対策、工場排水等の廃熱利用など、工場での省エネが進んでいます。

温室効果ガス排出削減対策強化のため、平成 26 年 6 月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、温室効果ガス排出抑制計画・報告制度の対象事業所を拡大するとともに、対象事業所のうち、比較的大規模な事業所の温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果報告の概要を事業者単位で公表しています。

また、小規模な事業所にも、要綱に基づき、温室効果ガス排出抑制計画の策定・措置結果の報告を求め、温室効果ガスの排出抑制を指導しています。

【今後の取組方針】

温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果報告の公表制度の実施により、先進的な取組の情報共有を図り、事業者の目標達成の意欲を高め、温室効果ガスの着実な削減を促進していきます。また、中小規模事業所に対する省エネ設備の更新・改修、再生可能エネルギー設備の設置補助などにより、事業所の省エネ及び再生可能エネルギーの導入を支援していきます。

さらに、使用電力を 100%再生可能エネルギーに転換することを宣言する R E 100 等への県内企業の参加や地域発電事業者の創出・育成を促進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	産業部門の温室 効果ガス排出量 (%) [H25(2013)比]	▲2.8 (H27)	▲5.9 (H29)	▲4.3	◎	▲5.0	▲6.5	▲12.4	—

(イ) オフィス・ビルの低炭素化【評価：○】

[現状と課題]

平成 29(2017)年度の業務部門の温室効果ガス排出量は、平成 25(2013)年度比▲17.9%となっており、太陽光発電の導入、照明設備の LED 化や人感センサーの導入、断熱・日射遮断性の高い外装の導入など、省エネが進んでいます。

産業部門と同様に、温室効果ガスの排出抑制に向け、条例・要綱による指導を行っています。

平成 18 年 10 月から、「環境の保全と創造に関する条例」により、延床面積 2,000㎡以上の建築物の新築・改築・増築・大規模修繕等を行う際に、建築物環境性能評価システム(CASBEE)に基づき環境配慮を行うことが義務付けられており、エネルギーの使用の抑制をはじめとした環境配慮が行われています。

また、兵庫県庁自らが大規模な温室効果ガス排出事業者であることから、平成 28 年 7 月に策定した環境率先行動計画(ステップ 5)により、温室効果ガスの削減に取り組んでいます。

[今後の取組方針]

産業部門と同様に、温室効果ガス排出抑制計画及び同措置結果報告の公表や、条例・要綱に基づく指導を行うとともに、省エネルギーセミナーの開催や、関西エコオフィス運動の推進など、温室効果ガスの更なる削減を促進していきます。また、中小規模事業所に対する省エネ設備の更新・改修、再生可能エネルギー設備の設置補助などにより、オフィス・ビルの省エネ及び再生可能エネルギーの導入を支援していきます。

また、COP21 等の動きも踏まえ策定した環境率先行動計画(ステップ 5)に基づき、県施設における温室効果ガスの削減を着実に進めていきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値 (※)	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	業務部門の温室 効果ガス排出量 (%) [H25(2013)比]	▲9.3 (H27)	▲17.9 (H29)	▲4.3	◎	▲5.0	▲8.9	▲24.5	—
2	CASBEE※に基づく 届出件数(累計) (件)	2,976 (H29)	3,377	—	○	—	—	—	—
3	県施設における温室 効果ガス削減率 (%) [H25(2013)比]	▲1.9 (H28)	▲3.2 (H30)	▲4.0	○	▲5.4	▲6.8	▲12.5	平成 25 年度比 ▲5.4%以上 (令和 2 年度)

※CASBEE：省エネや省資源・リサイクル性能といった環境負荷削減に加え、室内の快適性や景観への配慮といった環境品質・性能の向上の側面も含めた建築物の環境性能を総合的に評価する手法。

(ウ) 事業活動における再生可能エネルギーの導入拡大【評価：○】

[現状と課題]

令和元年度末時点で、351 箇所のメガソーラー (845, 179kW) が稼動しています。県も、ダム堤体等を活用した企業庁メガソーラープロジェクトを推進しており、平成 27 年度末より 12 施設 (29, 600kW) が稼動しています。



ダム堤体法面を利用したメガソーラー (平荘ダム)

また、建物の屋上を活用した太陽光発電事業の課題に対応するため、(公財)ひょうご環境創造協会が事業主体となり、県施設(三木北高校(101kW)、ひょうごこころの医療センター(115kW))で、屋上防水シートを破らない安価で安全な工法の実証事業を行っています。得られた知見やノウハウを公共施設や民間のビル・マンション等への太陽光発電設備の導入促進に向けた相談事業等に活かしています。

[今後の取組方針]

バランスのとれた再生可能エネルギーの導入を促進するため、小水力発電の導入を目指す地域団体等の取組を支援するとともに、小水力発電や小規模バイオマス発電など全県モデルとなり得る地域団体等の取組に対して発電設備の導入経費の一部を無利子貸付により支援していきます。

また、中小事業所が自家消費を拡大するための再生可能エネルギー発電設備の設置に対して補助や低利融資を実施していきます。

今後は、地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入を図り、エネルギー原料費を域外に流出させることなく、持続可能な形でエネルギー・資源・地域経済が域内で循環する「地域循環共生圏」の創出を推進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	県内の再生可能エネルギーによる発電量 (住宅用太陽光発電除く)(億 kWh)	31.3 (H29)	36.2	40.1	○	43.8	45.5	52.3	—

ウ 「まち」に関する指標

(ア) 環境に配慮した交通の実現【評価：○】

[現状と課題]

渋滞交差点解消プログラム等、環境に配慮したまちづくりが進むとともに、平成 25 年 6 月に策定した「兵庫県次世代自動車充電インフラ整備ビジョン」に基づき、電気自動車の充電インフラが整備されています。

また、燃料電池自動車の普及に向け、水素ステーションの整備を促進する必要があります。



電気自動車と充電スタンド

[今後の取組方針]

同ビジョンに基づき、県自らが急速充電器を設置・運用するとともに、平成 26 年 7 月に策定した「兵庫県燃料電池自動車普及促進ビジョン」に基づき、燃料電池自動車の普及を図ります。また、水素ステーションの整備費補助を行うとともに、燃料電池バスの導入も進めます。

今後もエコドライブの推進や低公害車の導入促進を行い、環境に配慮した交通の実現に努めます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	運輸部門の温室効果ガス排出量(%) [H25(2013)比]	▲5.9 (H27)	▲9.6 (H29)	▲4.3	◎	▲5.0	▲7.2	▲16.0	—
2	新規登録車(乗用車)のうち次世代自動車の割合(%)【再掲】	27.9 (H28)	27.4 (H30)	33.1	○	35.0	37.5	48	—
3	住んでいる市・町の公共交通は便利だと思う人の割合(%)	56.2 (H29)	52.6	—	○	—	—	—	—

エ 「さと」に関する指標

(ア) CO₂吸収源としての森林の機能強化【評価：○】

[現状と課題]

森林の機能回復を社会全体で進め、森林の持つ機能を高度に発揮するため、人工林の間伐の繰り返し実施や里山林の再生等を行う「新ひょうごの森づくり」(第 2 期対策：平成 24～令和 3 年度)を進めています。経済林としての再生も進めながら、CO₂吸収源としての機能向上を図っています。

森林資源の利活用を図るため平成 24 年度に切捨間伐から搬出間伐へ国の施策が転換し、搬出に手間がかかることから、間伐の進捗に遅れが生じています。間伐が必要な 60 年生以下のスギ・ヒノキ人工林について、市町と連携した間伐や作業道の開設に対する公的関与を充実し、間伐実施率 100%に向け、一層の取組を進める必要があります。

[今後の取組方針]

間伐目標の達成にむけ、令和元年度から措置された森林環境譲与税を活用して、市町と県が連携を図りながら、奥地等の条件不利地での間伐を推進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	間伐実施面積 (ha)	128, 211 (H29)	135, 804	163, 000	○	169, 000	175, 000	—	169, 000ha (令和 2 年度)

(イ) カーボンニュートラルな資源としての木材利用促進【評価：○】

[現状と課題]

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電所が、赤穂市(㈱日本海水、H27. 4 稼働開始)、朝来市(㈱関電エネルギーソリューション、H28. 12 稼働開始)、丹波市(パルテックエナジー㈱、H29. 12 稼働開始)で稼働しているほか、赤穂市ではさらに追加整備が計画されているなど、木質バイオマスの利活用は順調に増加しています。



㈱関電エネルギーソリューション
未利用材ストック状況

発電用燃料として利用することで、森林所有者等に新たな収入が生まれ、長期的視点に立った林業経営の推進につながることから、「伐採、利用、植栽、保育」の林業生産サイクルが円滑に循環し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる「資源循環型林業」の構築にもつながると期待されます。

今後は、需要増加が見込まれる木質バイオマス発電用として、利用されずに放置されていた間伐材や林地残材などの未利用木材を安定的に供給する取組を強化する必要があります。

[今後の取組方針]

未利用間伐材等を低コスト、かつ、安定的に供給していくため、林業事業体に対して、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場整備への支援を行い、あわせて、効率的な集材方法や山土場での乾燥方法、運搬方法等について、現地研修会等を通じて指導します。また、燃料用チップ製造設備等の導入を計画している事業体に対し、事業計画の策定等を支援します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	県内のバイオマス 発電施設による 発電量(億 kWh)	8.0 (H29)	8.7	9.6	○	10.1	10.2	10.3	—

オ 「温暖化からひょうごを守る適応策」に関する指標

(ア) 「適応策基本方針」の推進【評価：○】

[現状と課題]

平成 29 年 3 月に策定した「温暖化からひょうごを守る適応策基本方針」に基づき、県民・事業者・県内関係部局等と連携のもと、農作物の品質低下に対する高温耐性品種の導入や適切な栽培手法の普及(農業)、生息数が著しく減少・増加している鳥獣の保護・管理(自然生態系)など、様々な適応策に取り組んでいます。

[今後の取組方針]

温室効果ガスの排出を抑制する「緩和策」を基本としながら、「適応策」の取組を一体的に推進し、県民協働によるワークショップの開催やホームページでの普及啓発、県民フォーラムの開催など、県民等の理解と関心を深め、全県的な気候変動適応の機運を醸成します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	適応策の県民への 認知度(%)【再掲】	37.5 (H28)	38.2	41.7	○	43.1	44.4	50	—

《総合評価》

平成 29(2017)年度の温室効果ガス排出量は、基準年度(平成 25(2013)年度)比で▲8.7%となっています。平成 24 年 7 月に始まった再生可能エネルギーの固定価格買取制度により、太陽光発電をはじめとした再生可能エネルギーの導入が増加するほか、家庭での省エネの取組や工場・事業場の機器の省エネ化改修等が進んでいます。平成 29 年 3 月に策定した「兵庫県地球温暖化対策推進計画」に定めた令和 12(2030)年度に平成 25(2013)年度比で温室効果ガスを 26.5%削減する目標に向けて、工場・事業場や家庭での省エネの取組の普及拡大を図るほか、太陽光発電に偏らない、小水力発電やバイオマス発電等バランスのとれた再生可能エネルギーの導入など、更なる対策が必要です。

さらに、世界で脱炭素の動きが加速しているなか、温室効果ガス削減をさらに進めるため、温室効果ガス削減目標や取組を強化し、「脱炭素」に向けた長期的な将来像、戦略の検討など、兵庫県地球温暖化対策推進計画を見直します。

(2)「自然共生」～人と動植物が共存し豊かな自然を守り育てる～

本県における生物多様性の保全・再生の総合的な指針である「生物多様性ひょうご戦略」に基づき、自然環境を良好に保ち、多様な生物が共存し、豊かな生態系を保つ施策を展開しています。また、シカ等の野生鳥獣の個体数管理、生息地管理及び被害管理といったワイルドライフ・マネジメントを進めるとともに、さまざまな担い手による里地・里山・里海の再生を図っています。

ア 「くらし」に関する指標

(ア) 地域の自然環境から学ぶ環境学習・教育の推進【評価：○】

[現状と課題]

人と自然の博物館では、館内での演示型セミナーの充実、移動博物館車「ゆめはく」の運用により、館外での展示やセミナーがより一層充実しました。

また、環境学習の拠点施設として六甲山ビジターセンター等を自然公園内に整備しています。六甲山ビジターセンターでは、大都市に隣接する六甲山をフィールドとし、体験型の環境学習機会を提供するプログラム等を実施しています。



移動博物館車「ゆめはく」

[今後の取組方針]

人と自然の博物館では、子ども(特に未就学児)向けの展示・演示プログラムの開発などにより、自然と人との共生について、低年齢層が分かりやすく興味を引く展示・演示を工夫し、より多くの県民の利用に努めます。

また、六甲山ビジターセンターでの環境学習プログラムの実施など、自然公園を活用した環境学習の提供を行います。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	県内の自然公園年間利用者数(千人)	36,495 (H24~H28 平均)	37,235 (H30)	37,100	◎	37,500	37,500	37,500	37,500 千人 (令和7年度)
2	自然公園内のビジターセンターの利用者数(人)	137,389 (H25~H29 平均)	164,794	152,000	◎	158,500	165,000	165,000	165,000 人 (令和7年度)
3	県立人と自然の博物館年間利用者数(人)	870,563 (H25~H29 平均)	832,059	800,000	◎	800,000	800,000	800,000	—
4	住んでいる市・町の自然環境が守られていると思う人の割合(%)	50.5 (H30)	47.3	60	△	—	—	—	—

イ 「しごと」に関する指標

(ア) 公共事業等における環境への配慮【評価：○】

[現状と課題]

公共事業では、「生物多様性配慮指針」に基づき、地域特性を勘案しながら、環境配慮技術や工法を採用するなど、環境への配慮に努めています。

さらに、河川整備では、「“ひょうご・人と自然の川づくり” 基本理念・基本方針」に基づき、河川が持つ多様な生物の生息・生育環境を保全するため、令和元年度は 89.9% で(目標値 90% に対し H24～R1 平均整備率 88.8%) コンクリートを使わない工法又は使用しても環境に配慮した工法を採用し、「自然を活かした川づくり」を行っています。



上下流連続性の確保

[今後の取組方針]

引き続き、「生物多様性配慮指針」に基づき、公共工事での環境配慮の一層の推進に努めます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	自然を活かした 川づくり・年間 整備率(%)	87.2 (H24～H29 平均)	88.8 (H24～R1 平均)	90 (H24～R3 平均)	○	90 (H24～R3 平均)	90 (R4～R13 平均)	90 (R4～R13 平均)	H24～R3 平均整備率 90% 以上

(イ) 環境に配慮した農業の推進【評価：○】

[現状と課題]

地球環境や生物多様性に配慮した「人と環境にやさしい農業」を推進し、安全安心で良質な食料の持続的な生産を進めるため、環境創造型農業を兵庫県農業の基本として位置付け、農業者への環境創造型農業の推進及び消費者等への情報提供と理解の促進を図っています。

令和元年度は、県南地域において、除草効果の高い高性能水田除草機の実証を行い、水稻有機栽培技術の機械化による技術の体系化を図りました。

さらに、いちごにおける紫外線照射や天敵を活用した化学合成農薬低減に向けた実証ほを 3 箇所設置し、環境創造型農業に対応した技術の検証を行いました。

現在、環境創造型農業の基本となる土づくりは堆肥の供給バランスの偏り等から取組が限定され、年々面積あたりの堆肥施用量が減少し、地力低下が懸念されています。

[今後の取組方針]

兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画(第2期)に基づき、担い手経営体に対して土づくりとともに、ICT や AI を活用したスマート農業技術の利用等による適正な施肥・防除を推進します。



いちごの紫外線照射等実証ほ

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	環境創造型農業の 生産面積※(ha)	20,016 (H29)	20,429	20,600	○	—	—	22,800	22,800ha (令和7年度)
2	有機農業の生産面 積※(ha)	986 (H29)	1,024	1,070	○	—	—	1,500	1,500ha (令和7年度)

※平成31年3月に策定した兵庫県環境創造型農業(人と環境にやさしい農業)推進計画(第2期)に基づき、環境創造型農業の定義を見直し、環境創造型農業及び有機農業の生産面積の新たな目標値を記載。

(ウ) 多様な担い手による森づくり活動の推進【評価：○】

[現状と課題]

企業が社会貢献活動の一環として行う森林保全活動をさらに推進するため、受入活動地の情報提供によるマッチングや活動計画の策定指導等を行い、新たな企業等の参画を積極的に促進しています。「企業の森づくり」には、令和元年度末までに39社の企業等が参加し、多様な担い手による森づくりが進んでいます。



「企業の森づくり」活動風景

[今後の取組方針]

引き続き、森林ボランティア活動の活性化を図るとともに、「企業の森づくり」を進めます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	「企業の森づくり」 参加企業数(社)	36 (H29)	39	42	○	44	46	54	—

ウ 「まち」に関する指標

(ア) 自然とのふれあいの推進【評価：○】

【現状と課題】

尼崎臨海地域を魅力と活力あるまちに再生するため、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす水と緑豊かな自然環境の創出による環境共生型のまちづくりを目指す「尼崎 21 世紀の森構想」を平成 14 年 3 月に策定し、同構想に基づき、賛同する多くの主体が中心となって森づくり(まちづくり)に取り組んでいます。

先導的な整備に取り組んでいる「尼崎の森中央緑地」では、市民や企業等の手による生物多様性を意図とした森づくりが進められており、令和元年度末現在で 95,000 本の植樹が行われています。また、都市公園の整備も進み、都市の良好な自然環境の保全とともに、市民の憩いの場として利用されています。



「尼崎の森中央緑地」での植樹活動

【今後の取組方針】

尼崎 21 世紀の森づくりでは、市民や周辺企業、学校等の参画と協働により、森づくり活動を実施していきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			【参考】 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	尼崎の森中央緑地への植栽数(累計)(本)	86,000 (H29)	95,000	99,900	○	107,100	115,000	141,600	—
2	県立都市公園の年間利用者数(千人)	11,684 (H25~H29 平均)	13,026	11,684	◎	11,684	11,684	11,684	—

(イ) 外来生物対策の推進【評価：◎】

【現状と課題】

特定外来生物であるアライグマ、ヌートリアによる被害を削減するため、現在、市町を中心とした捕獲及び処分を行っています。全県での農林業被害額は減少傾向にあるものの、被害が増加している市町もあることから、今後一層の被害対策を進めていく必要があります。

外来生物は、本県固有の生態系を崩し、農業や生活環境に被害を及ぼしていることから、より一層の捕獲が必要です。



捕獲されたアライグマ(三田市)

また、グローバル化が進展する中、ヒアリ等の新たな特定外来生物の侵入の危険性が高まっており、港湾施設での発見も相次いでいます。

動物や昆虫だけでなく植物も含め、在来種に影響を及ぼす外来生物の拡散を早期に食い止めるため、兵庫県の生物多様性に悪影響を及ぼす外来生物リスト(ブラックリスト)を作成し、駆除の必要性を啓発するとともに、対策に関する情報発信を行っています。

[今後の取組方針]

外来生物法に基づき、市町による防除実施計画の策定を推進することにより、有害鳥獣捕獲許可を不要とした計画的で迅速な捕獲活動を進めていきます。

また、ヒアリ等の健康被害を及ぼす未定着の特定外来生物については、早期防除と定着阻止に向けた対策が重要です。このため、国や市町と連携・協力を図りながら取り組んでいきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	アライグマ・ヌートリアによる農業被害額(千円)	69,951 (H29)	54,957	66,100	◎	64,200	62,300	54,687	54,687 千円 (令和 7 年度)
2	アライグマ・ヌートリア捕獲頭数(頭)	5,685 (H29)	7,269	7,000	◎	8,000	8,000	8,000	8,000 頭 (令和 2 年度～)
3	外来種を監視・駆除する「見守り隊」の登録数(団体)	9 (H29)	11	10	◎	11	12	16	—

エ 「さと」に関する指標

(ア) 生物多様性の保全【評価：○】

[現状と課題]

生物多様性ひょうご戦略について、行動計画の進捗状況や県内の生物多様性の状況変化などを踏まえ、平成 30 年度に改定しました。

コウノトリの野生復帰では、豊岡市を中心に養父市、朝来市でもコウノトリの生態や環境に対する理解が深まり、野外個体数が着実に増えるなど、豊かな自然の再生に向けた取組が進んでいます。

引き続き、NPO 等や企業との連携をマッチングするなど活動の発展を支援し、県民に生物多様性への理解や連携・協働の重要性を浸透させていくとともに、県民の生物多様性への協働を促進するため、更なる普及啓発と兵庫の取組に関する情報発信を行う必要があります。

[今後の取組方針]

行政だけでなく、活動団体、企業、研究機関等、各主体による生物多様性の保全及び持続可能な利用を促進しながら、生物多様性ひょうご戦略に掲げる行動計画を着実に推進します。活動団体に対しては、学習・情報交換の場の提供や活動に関する指導・助言体制の充実などを図ります。また、外来種対策としては、防除の優先度を明確にするとともに、地元自治体とも連携した対策を推進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	生物多様性アドバイザー登録人数(人)	37 (H29)	34	41	○	43	45	53	53 人 (令和 7 年度)
2	生物多様性地域戦略策定数(件)	52 (H29)	52	53	○	56	59	71	71 件 (令和 7 年度)
3	コウノトリ野外成熟個体数(羽)	65 (H29)	82	—	○	—	—	—	—

(イ) 野生鳥獣の適切な保護管理【評価：○】

〔現状と課題〕

令和元年度は 40,937 頭のシカ、22,957 頭のイノシシを捕獲しています。また、シカ・イノシシによる農林業被害は減少傾向にあるものの、生息数や被害額が増加している地域は依然としてあり、今後一層、野生動物による被害対策を進めていく必要があります。

〔今後の取組方針〕

平成 30 年度に設定したシカ捕獲目標 4 万 6 千頭の達成を目指し、捕獲を進めていくとともに、捕獲個体の有効活用を図るため、シカ肉・皮等の需要拡大を図っていきます。また、都市部で生活被害が発生しているイノシシについても、捕獲目標を令和 2 年度から 2 万 5 千頭に拡大し、捕獲と防護柵の整備による被害対策を進めていきます。

また、地域の実情に応じた獣害対策の取組が必要なことから、引き続き集落ぐるみの取組を促進するとともに、市町等と連携した被害集落対策を強化する鳥獣被害集落ローラー作戦を展開していきます。

これらの対策により、引き続き野生動物による農林業被害の軽減を図るとともに、新たな狩猟者の確保・育成、技能向上、捕獲技術の開発等に取り組んでいきます。



防護柵設置研修会(加古川市)

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	シカによる農林業被害額(千円)	175,737 (H29)	154,546	169,715	◎	166,702	163,689	151,637	—
2	シカ目撃効率								1.00 (令和3年度)
	《本州》	1.4 (H28)	1.2	1.2	◎	1.1	1.0	0.6	—
	《淡路》	1.3 (H28)	0.4	1.2	◎	1.1	1.0	0.6	—
3	シカ捕獲頭数(頭)	37,676 (H29)	40,937	46,000	○	46,000	46,000	46,000	46,000 頭 (平成30年度～)
4	シカ処理頭数(頭)	4,755 (H29)	8,367	8,000	◎	9,000	10,000	10,000	10,000 頭 (令和3年度)
5	イノシシによる農 業被害額(千円)	182,548 (H29)	182,903	170,560	△	164,566	158,572	134,596	—
6	イノシシの捕獲頭 数(頭)	16,429 (H29)	22,957	20,000	◎	20,000	15,500	—	25,000 頭 (令和2年度～)
7	野生動物共生林整 備面積(ha)	3,374 (H29)	4,043	4,184	○	4,534	4,884	—	4,986ha (令和3年度)
8	バッファゾーン 整備面積(ha)	1,811 (H29)	2,403	2,515	○	2,815	3,115	—	3,175ha (令和3年度)
9	鳥獣被害防護柵延 長(累計)(km)	8,852 (H29)	9,729	9,000	◎	9,500	10,000	12,000	—
10	新規狩猟免許取得 者数(延べ人)	680 (H29)	727	600	◎	600	600	600	—

(ウ) 里地・里山や人工林等の適切な管理【評価：○】

[現状と課題]

地域の森林整備の担い手として、森林ボランティア 1 万人の維持を図るとともに、次代のリーダーを養成する講座を開催し、森林ボランティア活動の一層の活性化を図っています。森林ボランティアリーダーは、平成 23 年度以降順調に増え、令和元年度末で 900 名を超えています。

また、農村ボランティアの活動を活発化するため、大学生などの新規参入を促進することが課題となっています。



地域住民等による里山林整備

[今後の取組方針]

引き続き、森林ボランティアリーダーの養成を始めとしたボランティア活動の活性化を図るとともに、シルバーカレッジでの出前講座等シニア世代への啓発活動に加え、大学生などに対しては、県のホームページ等を活用して積極的な情報発信を行っていきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	間伐実施面積 (ha) 【再掲】	128, 211 (H29)	135, 804	163, 000	○	169, 000	175, 000	—	169, 000ha (令和 2 年度)
2	森林ボランティア リーダー数(人)	813 (H29)	905	900	◎	950	1, 000	1, 000	950 人 (令和 2 年度)
3	「企業の森づくり」参 加企業数(社)【再掲】	36 (H29)	39	42	○	44	46	54	—
4	ため池整備により 安全が確保された 地区数(箇所)	1, 771 (H29)	1, 845	1, 921	○	1, 987	2, 053	2, 320	1, 990 箇所 (令和 2 年度)
5	ため池等の保全活 動に参加した人数 (人)	12, 652 (H29)	11, 137	14, 000	△	15, 000	16, 000	20, 000	15, 000 人 (令和 2 年度)

(エ) 瀬戸内海を豊かで美しい里海として再生するための取組【評価：○】

[現状と課題]

近年、瀬戸内海の栄養塩濃度が低下しており、養殖ノリの色落ち被害が大きな課題となっているだけでなく、漁船漁業の漁獲量減少も著しく、海の生産力そのものが低下していることが危惧されています。このため、漁業者等が行う海底耕耘、ため池のかいぼり等の取組を支援するとともに、適地で河川土砂を用いた浅場の造成や投石等を行い、藻場造成を中心とする増殖場の整備を進めています。また、下水処理水の栄養塩管理も行っています。

[今後の取組方針]

播磨灘だけではなく、一部の湾奥を除いた大阪湾でも、海の栄養塩濃度が低い状況であることから、引き続き、漁業者等による海底耕耘、ため池のかいぼり等の取組を支援するとともに、増殖場の整備を進めます。また、下水処理施設の栄養塩管理運転についても継続していきます。

陸から海への円滑な栄養塩の供給と循環については、順応的な管理の考え方にに基づき、関係部

局や関係府県と連携した取組の継続と拡大に努めつつ、併せて調査、研究を進め、生物の多様性及び生産性が確保される望ましい栄養塩環境の解明を進めます。

また、水産資源の維持増大に大きな役割を果たす藻場・干潟の再生・創出事業への支援や、海底ごみ等の除去、栽培漁業の推進など、豊かな海再生のための取組を進めます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	漁船漁業生産量 (千 t)	56 (H28)	40 (H30)	58	△	58	58	58	—
2	海面養殖生産量 (千 t)	70 (H28)	81 (H30)	67	◎	67	68	70	—
3	増殖場整備箇所数 (累計)(箇所)	41 (H29)	44	45	○	46	47	54	41 箇所 (令和 2 年度)

(オ) 自然とのふれあいの推進【評価：◎】

〔現状と課題〕

自然公園内に、自然とのふれあいを推進するための拠点施設として六甲山ビジターセンターなどの施設を整備しています。六甲山ビジターセンターでは、ボランティアガイド「山の案内人」を組織し、案内人によるセンター周辺の自然観察会を実施する等、自然とのふれあいを推進しています。また、平成 30 年 5 月には六甲地域の賑わい創出の拠点となるようリニューアルし、併せて通年開館としました。

〔今後の取組方針〕

4 面サ라운드映像で自然を体験できる「自然体験シアター」を用いた六甲山の魅力発信や山上事業者と連携したイベントを開催します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	県内の自然公園年間利用者数(千人) 【再掲】	36,495 (H24~H28 平均)	37,235 (H30)	37,100	◎	37,500	37,500	37,500	—
2	自然公園内のビジターセンターの利用者数(人)【再掲】	137,389 (H25~H29 平均)	164,794	152,000	◎	158,500	165,000	165,000	—

(カ) 県民への普及啓発【評価：◎】

〔現状と課題〕

自然保護指導員や環境 NP0 などの活動を通して、自然地の適切な利用と保全の充実を図りながら、自然とのふれあいを進めています。県立人と自然の博物館の利用者数は、令和元年度は約 83 万人で、県民の自然とのふれあいが進んでいます。

また、各地域の森林ボランティア団体と連携し、毎年 10 月最終日曜日の「ひょうご森の日」を中心とする 10～11 月に、県民が森に親しみ、森づくり活動を実践する機会を提供するほか、全県的な普及啓発の場として「ひょうご森のまつり」を開催しています。

〔今後の取組方針〕

引き続き、「ひょうご森のまつり」等のイベントや環境体験型施設への利用を促進するとともに

に、森林体験学習を推進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	県立人と自然の博物館年間利用者数 (人)【再掲】	870,563 (H25～H29 平均)	832,059	800,000	◎	800,000	800,000	800,000	—

《総合評価》

豊かな自然環境を守り育てるため、里地・里山・里海の回復に向けた取組が重点的に行われています。「新ひょうごの森づくり」では、森づくりの担い手を育てる取組が活発に行われ、県民総参加の森づくりが進んでいます。

里地の対策として、人と自然との共生に取り組んでいます。農林業被害をもたらすシカの年間捕獲目標を平成22年度から年間3万頭、平成30年度からは4万6千頭として取り組み、年度毎での増減はあるものの被害は減少傾向を示しています。今後は、捕獲圧の弱い地域や生息域の拡大している地域での被害管理や捕獲強化とともに、シカの有効活用に向けたシカ肉処理加工施設の整備や活用できない捕獲個体の適正処理の推進に取り組んでいく必要があります。また、イノシシによる農業被害は減少傾向にあるものの、都市部での人的被害も深刻になるなど、被害対策を強化する必要があります。

さらに、クマの出没件数の増加や、カワウによるアユ食害など、新たな課題に対して被害対策を講ずる必要があります。

豊かな海づくりでは、計画的な増殖場の整備など、浅海域の環境の保全、回復を進め、海の生産力の向上を図っています。

(3)「資源循環」～ものを大切に、天然資源の使用をできる限り少なくする～

廃棄物を貴重な資源と捉え、天然資源の消費の少ない生活や経済活動への転換を図ることにより、できる限り廃棄物の発生を抑制し、廃棄物となったものは、その特性に応じて、再使用、再生利用、熱回収するなど徹底して3Rを促進し、最終処分が少ない社会システムの構築に向けて施策を展開しています。また、地域で発生したバイオマスが地産地消される地域循環圏の構築を目指しています。

ア 「くらし」に関する指標

(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[一般廃棄物]【評価：△】

[現状と課題]

平成30年度の一般廃棄物排出量(1,904千t)は、廃棄物処理計画の中間目標(R2年度1,789千t)に達していません。

なお、一般廃棄物には、家庭生活から生じる家庭系一般廃棄物と事業活動から生じる(産業廃棄物以外の)事業系一般廃棄物が存在しているため、廃棄物処理計画の目標達成に向けては、家庭系だけでなく事業系の削減にも、引き続き取り組んで行く必要があります。

[今後の取組方針]

レジ袋削減や集団回収の促進、事業所における紙ごみのリサイクルの推進等により、廃棄物処理計画の最終目標(R7年度1,706千t)達成に向け、ごみ減量化を促進していきます。

	指 標	基準値	R1 実績値	R1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R2	R3	R7	
1	一般廃棄物排出量 (千t)	1,925 (H28)	1,904 (H30)	1,823	△	1,789	1,772	1,706	1,789千t (令和2年度) 1,706千t (令和7年度)
2	一般廃棄物再生利 用率(%)	17 (H28)	17 (H30)	19	○	20	20	22	20% (令和2年度) 22% (令和7年度)

イ 「しごと」に関する指標

(ア) リデュース(発生抑制)、リユース(再使用)の推進[産業廃棄物]【評価：△】

[現状と課題]

平成29年度の産業廃棄物排出量は、近年の景気回復基調もあって、24,881千tと増加傾向にあり、廃棄物処理計画の中間目標(R2年度24,562千t)に達しておらず、引き続き産業廃棄物の発生抑制に向けた取組を進める必要があります。

[今後の取組方針]

廃棄物処理計画の中間目標(R2年度 排出量 24,562千t)達成に向けて、産業廃棄物多量排出事業者の排出抑制対策をはじめ、汚泥や建設廃棄物の更なる再生利用の促進や、その他の廃棄物についても分別・再生利用の徹底に取り組めます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	産業廃棄物排出量 (千 t)	24, 449 (H27)	24, 881 (H29)	24, 539	△	24, 562	24, 573	24, 618	24, 562 千 t (令和 2 年度) 24, 618 千 t (令和 7 年度)
2	産業廃棄物再生 利用率(汚泥除く) (%)	86 (H27)	85 (H29)	86	○	86	86	86	86% (令和 2 年度) 86% (令和 7 年度)
3	1 人 1 日あたりの 事業系ごみ排出量 (g/人日)	304 (H27)	305 (H30)	274	△	266	261	241	266g/人日 (令和 2 年度) 241g/人日 (令和 7 年度)

(イ) 廃棄物の適正処理の推進【評価：◎】

[現状と課題]

電子マニフェストは処理状況の即時把握に優れ、その普及により不適正処理の原因者究明の迅速化と事務の効率化が図られます。IT 化の進展も加わり、着実に電子マニフェストの利用が増加しています。

また、平成 30 年 6 月に海岸漂着物処理推進法が改正され、新たに漂流ごみや海底ごみ、マイクロプラスチック等の発生源対策について規定されたことなどから、令和 2 年 3 月に改定した海岸漂着物対策推進地域計画に基づき、市町・海岸管理者・漁業者等と連携して、海岸漂着物等の対策を進めています。

[今後の取組方針]

手続きの簡素化などの利点を周知しつつ、排出事業者・処理業者の全てに電子マニフェストの普及を進めるとともに、優良事業者の増加に向け産廃処理業者認定制度の更なる活用を図っていきます。

また、改定した地域計画に基づき、海岸漂着物・漂流ごみ等対策として、①上流から下流における流域圏での発生源対策の徹底、②漂着だけでなく漂流・海底ごみを含めた回収・処理、③プラスチックごみ対策の強化等、プラスチックごみを含む海ごみの着実な回収・処理と排出抑制・リサイクルを推進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	電子マニフェスト 加入者数(事業者)	7, 039 (H29)	8, 352	8, 000	◎	8, 500	9, 000	11, 000	—

(ウ) 廃棄物系バイオマスの利活用の促進【評価：○】

〔現状と課題〕

県内企業が大手小売業者等と連携し、食品残渣→堆肥化→野菜栽培→販売という食品リサイクル・ループを実現しており、バイオマス eco モデルとして登録されています。



〔今後の取組方針〕

飼料化や堆肥化による地域での資源循環モデルを推進するとともに、メタン発酵による発電など、地産エネルギーとして有効活用を促進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	ひょうごバイオマス eco モデル登録数(件)	65 (H29)	68	66	◎	68	70	80	68 件 (令和 2 年度) 80 件 (令和 7 年度)
2	バイオマス利活用率(%)	90 (H29)	88 (H30)	89	○	89	89	91	89% (令和 2 年度) 91% (令和 7 年度)

ウ 「まち」に関する指標

(ア) 質の高いリサイクル(再生利用)の推進【評価：○】

〔現状と課題〕

平成 30 年度の容器包装廃棄物分別収集率は 40%でしたが、平成 28 年度から 10 品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合が 100%となっており、着実に取り組みが進んでいます。

一般廃棄物の再生利用率は近年 17%で横ばいとなっており、再生利用の促進が必要となっています。

一方、平成 29 年度の産業廃棄物の再生利用率(汚泥除く)は 85%、最終処分量は 576 千 t で廃棄物処理計画の中間目標(R2 年度 再生利用率(汚泥除く)86%、最終処分量 560 千 t)達成に向けて着実に取組が進んでいます。

〔今後の取組方針〕

令和元年 5 月に「プラスチック資源循環戦略」が策定されたことから、自然界に流出すれば分解されずに残るプラスチックごみ削減に向け、3 R の取組を徹底することを基本としつつ、ワンウェイプラスチックの削減や代替素材への転換など、新たな資源循環の取組を強化します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	一般廃棄物再生利用率(%)【再掲】	17 (H28)	17 (H30)	19	○	20	20	22	20% (令和 2 年度) 22% (令和 7 年度)

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
2	産業廃棄物再生利用率(汚泥除く)(%)【再掲】	86 (H27)	85 (H29)	86	○	86	86	86	86% (令和2年度) 86% (令和7年度)
3	容器包装廃棄物分別収集率(%)	38.6 (H28)	40.0 (H30)	43.8	○	44.3	44.8	—	44.8% (令和3年度)
	プラスチック製容器包装分別収集率(%)	29.5 (H28)	32.1 (H30)	31.8	◎	32.1	32.5	—	32.5% (令和3年度)
4	容器包装リサイクル法対象10品目の分別収集に取り組んでいる市町の割合(%)	100 (H29)	100 (H30)	100	◎	100	100	100	100% (令和3年度)

(イ) 廃棄物の適正処理体制の整備【評価：◎】

[現状と課題]

廃棄物処理法に基づく優良産業廃棄物処理業者認定制度(H23.4 運用開始)は、排出事業者により、優良な処理業者を選択しやすくし、産業廃棄物処理業界全体の優良化を図ることを目的としており、制度開始以降、認定業者数は順調に増加しています。

今後さらに、優良処理業者を育成・認定していく必要があります。

[今後の取組方針]

廃棄物関連の研修会や県の窓口への申請時など、あらゆる機会をとらえて制度の周知徹底を図り、優良な処理業者の育成に努めていきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	産業廃棄物の優良認定処理業者数(事業者)	274 (H29)	329	290	◎	295	300	320	—

(ウ) 循環型社会と低炭素社会の統合的な取組の推進【評価：◎】

[現状と課題]

平成29年7月に北但行政事務組合の発電施設(2,850kW)が稼働開始する等、市町等の廃棄物焼却炉更新時に高効率ごみ発電の導入が進んでいます。平成30年度までに県内で導入された発電施設の能力は113,074kWで、廃棄物処理計画の目標(令和7年度118,124kW)の達成に向け順調な進捗を見せています。

[今後の取組方針]

平成29年度から、15,200kWのごみ発電施設(神戸市新港島クリーンセンター)が稼働を開始しており、目標に近づいています。引き続き、市町等での施設整備に合わせて最大限に導入を促していきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	市町のごみ発電能力(kW)【再掲】	113, 074 (H29)	113, 074 (H30)	113, 074	◎	113, 074	113, 074	118, 124	118, 124kW (令和7年度)

エ 「さと」に関する指標

(ア) 不法投棄対策の推進【評価：△】

[現状と課題]

令和元年度の大規模な不法投棄事案の投棄量は210tでした。

県警察と連携して不適正処理事案にあたる監視班の整備や、不法投棄監視員を設置して不法投棄の未然防止及び早期対応を図っています。

不法投棄事案に対しては、早期発見及び早期対応を中心に、排出事業者と処理業者を対象として多角的に対策を進めて行く必要があります。



不法投棄監視カメラ(北播磨県民局)

[今後の取組方針]

引き続き、現状の監視体制で早期発見及び早期対応を進めていきます。また、不法投棄を生じさせないためには、適切な事業環境が保たれていることが必要であり、許認可手続きを厳正に進めるとともに、事業者に対して適宜必要な指導を図っていきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	産業廃棄物の大規模不法投棄事案の件数(件)	2 (H29)	1	0	△	0	0	0	—
2	電子マニフェスト加入者数(事業者)【再掲】	7, 039 (H29)	8, 352	8, 000	◎	8, 500	9, 000	11, 000	—

(イ) 未利用木質系バイオマスの利活用の促進【評価：○】

[現状と課題]

再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した大規模な木質バイオマス発電所が、赤穂市(㈱日本海水、H27.4 稼働開始)、朝来市(㈱関電エネルギーソリューション、H28.12 稼働開始)、丹波市(パルテックエナジー㈱、H29.12 稼働開始)で稼働しているほか、赤穂市ではさらに追加整備が計画されているなど、木質バイオマスの利活用は順調に増加しています。

発電用燃料として利用することで、森林所有者等に新たな収入が生まれ、長期的視点に立った林業経営の推進につながることから、「伐採、利用、植栽、保育」の林業生産サイクルが円滑に循環し、森林の多面的機能を持続的に発揮させる「資源循環型林業」の構築にもつながると期待されます。

今後は、需要増加が見込まれる木質バイオマス発電用として、利用されずに放置されていた間伐材や林地残材などの未利用木材を安定的に供給する取組を強化する必要があります。

[今後の取組方針]

未利用間伐材等を低コスト、かつ、安定的に供給していくため、林業事業体に対して、燃料用木材の仕分けや乾燥・ストックに必要な山土場整備への支援を行い、あわせて、効率的な集材方法や山土場での乾燥方法、運搬方法等について、現地研修会等を通じて指導します。また、燃料用チップ製造設備等の導入を計画している事業体に対し、事業計画の策定等を支援します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	ひょうごバイオマス eco モデル登録数(件)【再掲】	65 (H29)	68	66	◎	68	70	80	68 件 (令和 2 年度) 80 件 (令和 7 年度)
2	バイオマスの利活用率(%)【再掲】	90 (H29)	88 (H30)	89	○	89	89	91	89% (令和 2 年度) 91% (令和 7 年度)

《総合評価》

一般廃棄物は、1人1日あたりの排出量が減少傾向にあり、減量化に対する県民の意識は高まっていますが、近年、その減少率が鈍化しており、一層の削減取組が必要です。最終処分量は順調に減少していますが、再生利用率は平成 30 年度で 17%と全国平均(20%)より低く、今後、リサイクルを一層推進する必要があります。

産業廃棄物は、最終処分量が減少傾向、再生利用率(汚泥除く)は取組が進む一方で、排出量は増加傾向であり、ひょうごエコタウン推進会議等による新たな再生利用技術の開発や多量排出事業者対策を含めた発生抑制等に向けた取組を一層推進する必要があります。

なお、平成 30 年 8 月に兵庫県廃棄物処理計画を改定し、令和 7 年度を目標年度(令和 2 年度を中間目標年度)とした目標を設定しました。今後、この目標達成に向けて、市町等と連携しながら様々な取組を推進していきます。

バイオマスの利活用では、「ひょうごバイオマス eco モデル」として先進的な事例が増えています。引き続き、地域特性に合ったバイオマスの利活用を進める必要があります。

平成 30 年の海岸漂着物処理推進法改正を受け、令和 2 年 3 月に海岸漂着物等の対策推進地域計画を改定し、流域圏での発生源対策の徹底、漂流・海底ごみを含めた回収・処理、プラスチックごみ対策の強化等を盛り込み、プラスチックごみを含む海ごみの着実な回収・処理と排出抑制・リサイクルを推進します。

(4)「安全・快適」～水や空気のきれいな安全・快適空間をつくる～

本県は、瀬戸内海臨海部に工場等が数多く立地していることから、身近な生活環境を保全するため、工場等から排出される大気汚染物質、水質汚濁物質等の監視を継続して実施しています。また、工場・事業場で使用される化学物質等のリスクについて調査・研究を進め、人の健康や環境への影響を未然に防ぐ予防原則に立った対策を推進しています。

ア 「くらし」に関する指標

(ア) 県民参加による安全・安心な生活環境づくりの推進【評価：◎】

〔現状と課題〕

令和元年度は、86 事業所・団体の協賛、協力をいただき、クリーンアップひょうごキャンペーン期間中、県民約 77 万人が参加し、ごみ等を約 7,179 t 回収し、大きな成果がありました。

〔今後の取組方針〕

美しいまちづくりには、県民一人ひとりの環境意識の向上が第一であるため、今後も引き続き啓発・美化活動を行い、環境問題全体への関心を高め、美しいまちづくりや循環型社会づくりにつなげていきます。



クリーンアップひょうごキャンペーン活動風景

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	クリーンアップひょうごキャンペーン参加者数(万人)	57 (H29)	77	57	◎	57	57	57	—

イ 「しごと」に関する指標

(ア) 公害防止体制の適切な運用【評価：○】

〔現状と課題〕

工場等での公害発生の防止を図るため、一定規模以上の工場では、公害防止組織法に基づき、公害防止のための管理体制が整備されています。

また、環境マネジメントシステムによる環境管理も定着しています。環境省が推奨する「エコアクション 21」は、中小事業者でも取り組むことのできる認証制度として取得事業者が増えており、県内では、令和元年度で 485 事業者が取得しています。

〔今後の取組方針〕

法令による環境配慮の義務が課せられない比較的中小規模の事業者に対して、環境配慮の取組を促進するため、エコアクション 21 の取得を推奨します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	エコアクション 21 認証取得事業者数 (事業者)	501 (H29)	485	570	○	591	612	696	—

(イ) 有害化学物質対策等の推進【評価：○】

〔現状と課題〕

PCB 廃棄物は、「兵庫県 PCB 廃棄物処理計画」に基づき、确实かつ適正な処理を推進しています。県内で保管されている高濃度 PCB 廃棄物のうち、トランスやコンデンサ、PCB 油等については中間貯蔵・環境安全事業(株)(JESCO)大阪事業所で、安定器等・汚染物については JESCO 北九州事業所で、無害化処理を行っています。また、低濃度 PCB 廃棄物は、全国 38 箇所(うち県内 3 箇所)(令和 2 年 4 月時点)の民間事業者による無害化施設が稼働しており、適正処理が進んでいます。

〔今後の取組方針〕

高濃度 PCB 廃棄物は、平成 28 年 5 月の PCB 特別措置法改正により、処分期間が令和 3 年 3 月末(計画的処理完了期限の 1 年前)に定められました。また、低濃度 PCB 廃棄物の処理期限は令和 9 年 3 月 31 日と定められており、引き続き、関係機関と協力して、1 日でも早く全ての PCB 廃棄物が処理されるよう未処理保管者への指導、未届け保管者の掘り起し作業を行っています。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	高濃度 PCB 廃棄物の 処理状況								
	トランス類 (%)	84.0 (H29)	93.0	94.7	○	100	100	100	—
	コンデンサ類 (%)	97.3 (H29)	95.1	99.1	○	100	100	100	—
	PCB 油類 (%)	78.5 (H29)	94.2	92.8	◎	100	100	100	—
4	安定器等 (%)	13.3 (H29)	24.9	71.1	△	100	100	100	—

ウ 「まち」に関する指標

(ア) 大気環境の保全【評価：○】

〔現状と課題〕

一般環境大気測定局及び自動車排出ガス測定局ともに、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})と有害物質の環境基準は、全地点で達成しています。

PM_{2.5} の注意喚起情報は、平成 25 年 3 月に実施体制を整備し、これまでに 3 回(H26.2.26、H26.5.30、H26.6.1)注意喚起を行いました。

光化学オキシダントは、令和元年度は一般環境大気測定局 49 局で測定を行い、全局で環境基準非達成でした。また、全局の昼間の日最高 1 時間値の平均値は 0.047ppm でした。光化学

スモッグ注意報の発令日数は4日で、光化学スモッグによる被害届はありませんでした。

[今後の取組方針]

PM2.5は、令和元年度に初めて全局で環境基準を達成しました。中国からの移流による影響が大きいため、引き続き、PM2.5の監視を行い、適切に情報発信していくとともに、効果的なPM2.5対策を検討するため、PM2.5の成分分析による発生源の解析などの研究を行います。

光化学オキシダントは、環境省から平成28年2月に示された光化学オキシダント濃度の長期的な改善傾向を評価するための指標※の活用を検討するとともに、引き続き監視をしています。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	一般環境大気測定局における環境基準達成状況【再掲】								
	二酸化硫黄(SO ₂) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	二酸化窒素(NO ₂) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	浮遊粒子状物質(SPM) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	光化学オキシダント(Ox) (%)	0 (H29)	0	100	△	100	100	100	100% (毎年度)
5	微小粒子状物質(PM2.5) (%)	90.0 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
6	自動車排出ガス測定局における環境基準達成状況【再掲】								
	二酸化窒素(NO ₂) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
	浮遊粒子状物質(SPM) (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
8	微小粒子状物質(PM2.5) (%)	86.4 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
9	大気環境調査におけるダイオキシン類の環境基準達成状況 (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
10	有害物質に係る環境基準達成状況 (%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)

※ 光化学オキシダント濃度8時間値の日最高値の年間99パーセントタイル値の3年移動平均値

(イ) 公共用水域・地下水及び土壌汚染の防止【評価：○】

〔現状と課題〕

令和元年度の健康項目の環境基準は、河川 226 地点中 215 地点で達成、湖沼(1 地点)及び海域(77 地点)は全地点で達成しています。全窒素・全りん
の環境基準は、海域の 9 水域全てで達成しています。
一方、工場・事業場の跡地等で新たな土壌・地下水
汚染が判明しています。



水質調査(河川)の状況

〔今後の取組方針〕

引き続き、排水基準遵守等の環境基準達成に向け
た各種施策を実施していくとともに、豊かで美しい「里海」として瀬戸内海を再生させるため、
栄養塩類の円滑な循環・管理を目指した効率的、効果的な施策等を実施していきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	河川における生物 化学的酸素要求量 (BOD)の環境基準達 成状況(%)【再掲】	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
2	海域における化学 的酸素要求量(COD) の環境基準達成状 況(%)【再掲】	81 (H29)	77	100	△	100	100	100	100% (毎年度)
3	湖沼における化学 的酸素要求量(COD) の環境基準達成状 況(%)【再掲】	0 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
4	公共用水域におけ る健康項目の環境 基準達成状況(%)	96 (H29)	95	100	○	100	100	100	100% (毎年度)
5	公共用水域におけ る全窒素・全りん の環境基準達成状 況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
6	水質環境調査にお けるダイオキシン 類の環境基準達成 状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)
7	底質環境調査にお けるダイオキシン 類の環境基準達成 状況(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	100% (毎年度)

(ウ) 身近な生活環境の保全【評価：○】

〔現状と課題〕

主要な道路沿道での自動車騒音の環境基準達成状況は、近年 80%前後で推移しています。
また、新幹線鉄道沿線では、令和元年度の調査の結果、近接軌道中心から 25mの地点におい
て、7 地点中 6 地点で環境基準を達成しています。
大阪国際空港周辺の令和元年度の騒音調査では、11 測定局中 7 局で環境基準を達成していま
す。

[今後の取組方針]

引き続き、主要な道路沿道等での騒音測定を実施し、騒音の状況を監視していきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	自動車騒音測定地点における全時間帯(昼・夜)での環境基準達成状況(%)	80 (H29)	80 (H30)	100	○	100	100	100	100% (毎年度)

エ 「さと」に関する指標

(ア) 災害に強い森づくり等豪雨対策の推進【評価：◎】

[現状と課題]

平成 16 年の台風災害を踏まえ、森林の防災面での機能強化を早期・確実に進めるため、県民緑税(平成 18 年度導入)を活用した「災害に強い森づくり」を実施しています。スギ・ヒノキ人工林を対象に伐倒木を利用した土留工の設置と、流木被害等の軽減を図るため災害緩衝林整備を行う「緊急防災林整備」、集落裏山での森林整備(危険木伐採等)と簡易防災施設の整備を行う「里山防災林整備」、広範囲に亘る手入れ不足のスギ・ヒノキ高齢人工林を部分伐採し、広葉樹を植栽する「針葉樹林と広葉樹林の混交整備」、人と野生動物との棲み分けを図るバッファゾーンの設定や広葉樹林整備を実施する「野生動物共生林整備」、六甲山系での本数調整伐や土留工の設置等を実施する「都市山防災林整備」等を行っており、整備面積は、ほぼ目標どおり順調に進んでいます。



「災害に強い森づくり」斜面对策

[今後の取組方針]

緊急防災林整備や野生動物共生林整備等の一層の促進を図り、計画に基づき森林の防災機能の強化を着実に進めていきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	「災害に強い森づくり」整備実施面積(ha)	31,290 (H29)	35,260	34,000	◎	35,800	36,600	—	36,600ha (令和3年度)

(イ) 災害廃棄物処理の体制づくり【評価：◎】

[現状と課題]

被災地の速やかな復旧・復興に資することを目的に、災害発生直後の初動対応から災害廃棄物の処理体制が整うまでの応急対応に重点を置いた「兵庫県災害廃棄物処理計画」を平成 30 年 8 月に策定し、災害廃棄物処理に備えています。

[今後の取組方針]

災害廃棄物の迅速かつ適正な処理には、仮置場候補地の選定や処理体制などを盛込んだ市町

災害廃棄物処理計画の策定が不可欠であるため、様々な機会を捉えて計画未策定の市町に計画の必要性を説明するとともに、策定に関する研修会を開催し、県内全市町が計画を策定するよう指導していきます。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	災害廃棄物処理計画の策定市町割合(%)【再掲】	24 (H29)	43.9	36	◎	50	70	100	—

《総合評価》

公共用水域での水質の状況は、河川のBOD(生物化学的酸素要求量)は全ての水域で環境基準を達成、海域のCOD(化学的酸素要求量)は80%前後の達成率で推移しています。

大気環境は、長期的に改善傾向にあり、二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)及び微小粒子状物質(PM2.5)の環境基準は全局で達成しています。

また、身近な生活環境を保全する県民の活動も広がりを見せ、「クリーンアップひょうごキャンペーン」をはじめとして、地域で行われる美化活動への参加が広がるとともに、近年は、不法投棄件数も低い水準で推移しています。

(5)「地域力」～あらゆる主体が地域の特性を生かして環境保全・創造に向けて協働する～

ア 持続可能な社会の実現を目指す人づくり【評価：○】

[現状と課題]

小・中・高等学校の学校教育活動全体を通じて環境教育が展開されるとともに、幼児教育においても身近な自然を通じた環境学習が進められています。

生涯にわたる人間形成の基礎が養われる幼児期において、更なる取組が必要です。また、環境保全について自ら学び伝えていく担い手の育成や実践活動を広げる観点から、若者や子育て世代、企業に対する取組が必要です。



幼児期における環境体験学習

東日本大震災を契機として、県民のエネルギーへの意識をはじめとして、身近な生活環境に対する意識が向上しています。一人ひとりのライフスタイルの変化として、うちエコ診断の受診による家庭でのCO₂排出の「見える化」が進み、住宅用太陽光発電システムや家庭用燃料電池コージェネレーションシステムの導入が拡大しました。また、県民一人ひとりのごみ排出量も徐々に減少し、リサイクルへの意識も定着しています。

さらに、森や海でボランティア活動に参加する県民が増え、自然公園などでの自然とのふれあいを通じて余暇を楽しむ県民が増えています。

[今後の取組方針]

これまでの取組と成果を踏まえ、改めて本県の環境学習・教育の基本方向を明らかにした「新兵庫県環境学習環境教育基本方針」を平成28年3月に策定しました。この基本方針を踏まえ、引き続き、ふるさとへの関心や愛着を持った次代の環境を担う人づくりを進めていきます。

乳幼児期からの発達の段階に応じた自然体験活動や、地域で家族、若い世代とシニア世代がともに学ぶなど、あらゆる主体による環境学習・教育を推進していきます。

また、小中学校では、引き続き環境体験事業と自然学校推進事業の関連を一層深めるとともに、地域特性に応じた多様な体験学習の実施やNP0・各種団体等との連携による環境学習・教育支援体制づくりに積極的に取り組んでいきます。

引き続き、低炭素、自然共生、循環、安全・快適の各分野において、地域特性を活かした取組を進め、県民の環境配慮行動を促します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	環境体験事業(小3)、自然学校(小5)の全公立小学校での実施(%)	100 (H29)	100	100	◎	100	100	100	—
2	地域と協働してふるさとの自然の良さに気づく学習プログラムを実施した学校の割合(%)	95 (H29)	97	100	○	100	100	100	—
3	ひょうごグリーンサポーター登録者数(人)	931 (H29)	918	940	○	950	960	1,000	—

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
4	ひょうご環境体験館利用者数(人)	30,786 (H25~H29 平均)	32,139	32,000	◎	32,000	32,000	32,000	—
5	うちエコ診断受診数 (累計)(件)【再掲】	7,060 (H29)	10,390	9,000	◎	10,000	11,000	15,000	—
6	1人1日あたりの 家庭系ごみ排出量 (g/人日)【再掲】	507 (H27)	498 (H30)	488	△	483	479	463	483g/人日 (令和2年度) 463g/人日 (令和7年度)
7	クリーンアップひょう ごキャンペーン参 加者数(万人)【再掲】	57 (H29)	77	57	◎	57	57	57	—
8	エコツーリズムバス 年間利用台数(台)	300 (H29)	291	300	○	300	300	300	—

イ 環境産業の育成、事業活動における環境配慮の推進【評価：○】

[現状と課題]

県内で生産された農林水産物を県内で消費する県産県消は、生産者と消費者が互いの暮らしを支え合うだけでなく、フードマイレージの削減による温室効果ガスの削減、地域内での物質循環による循環型社会の構築に寄与する取組であり、ひいては地域の力の向上に資するものです。兵庫県認証食品流通割合(生鮮)は、米や豚肉の認証量が増えたことにより、令和元年度は前年度に比べて0.4%増加しました。県産野菜県内流通割合は、作付面積、出荷量ともに横ばい傾向を維持していますが、平成30年度は前年度に比べて0.3%減少しました。

企業では、ISO14001をはじめとした環境マネジメントシステムが浸透するとともに、工場見学や環境出前講座の開催、地域での環境関連イベントへの協力などを通じ、地域とのコミュニケーションが進んでいます。

[今後の取組方針]

優良品種への転換や本県独自のオリジナル品種の育成により、他府県産よりも高品質で付加価値の高い農産物を供給するとともに、実需者との連携強化による新たな需要拡大や実需者との結びつきを深める取組などにより生産拡大を図ることが必要です。

引き続き企業の環境取組を促すとともに、地域とのコミュニケーションの向上を促進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			[参考] 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	兵庫県認証食品流通割合(生鮮農畜水産物)(%)	36.2 (H29)	39.5	39	◎	40	41	45	40% (令和2年度)
2	県産野菜県内流通割合(%)	14.8 (H29)	14.5 (H30)	19	○	20	21	25	25% (令和2年度)
3	エコアクション21 認証取得事業者数 (事業者)【再掲】	501 (H29)	485	570	○	591	612	696	—
4	電子マニフェスト加入 者数(事業者)【再掲】	7,039 (H29)	8,352	8,000	◎	8,500	9,000	11,000	—

ウ 様々な主体との協働による取組の推進【評価：○】

〔現状と課題〕

近年、様々な主体による環境保全・創造の活動が活発化しています。また、県民のボランティアによる森づくりやため池など身近な環境の保全活動が広がりを見せ、地域による環境保全活動が進んでいます。また、企業の社会貢献活動による「企業の森づくり」など、企業と地域との結びつきも進み、地域が一体となった環境保全活動が拡大しています。

〔今後の取組方針〕

環境保全・創造に取り組む NPO 等の活動を核として、地域が一体となった活動をさらに推進します。

	指 標	基準値	R 1 実績値	R 1 目標値	評価	目標値			〔参考〕 個別計画の目標 (目標年度)
						R 2	R 3	R 7	
1	環境保全に取り組む NPO 法人数(法人)【再掲】	469 (H29)	472	506	○	516	527	569	—
2	「企業の森づくり」参加企業数(社)【再掲】	36 (H29)	39	42	○	44	46	54	—
3	森林ボランティアリーダー数(人)【再掲】	813 (H29)	905	900	◎	950	1,000	1,000	950 人 (令和 2 年度)
4	ため池等の保全活動に参加した人数(人)【再掲】	12,652 (H29)	11,137	14,000	△	15,000	16,000	20,000	15,000 人 (令和 2 年度)